

リスク管理制度の見直しに伴う国債店頭取引清算業務に関する 業務方法書等の一部改正について

I. 改正趣旨

国債店頭取引に係るリスク管理制度について、CPSS/IOSCO の「金融市場インフラのための原則」(FMI 原則)などの国際的な規制の内容を踏まえたものとすべく、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書等について、所要の制度改正を行う。

II. 改正概要

(備考)

1. 当初証拠金の計算方法等の見直し

(1) 時価変動リスクファクターの計算方法等の変更

・当初証拠金の計算に用いる国債の再構築コストに係る銘柄別リスクファクターの計算パラメーターを以下のとおりとするとともに、同リスクファクターの見直し頻度を月次から週次に変更する。

- (i) 信頼区間 2.33σ (片側信頼水準 99%)
- (ii) 観測期間 250 営業日
- (iii) 保有期間 3 営業日

(2) 市場インパクト・チャージの導入

・清算参加者の破綻等に伴うポジション再構築時の取引執行コスト相当額を市場インパクト・チャージ所要額として、当初証拠金基礎所要額の一要素として追加する。

(3) 清算参加者の信用状況に応じた当初証拠金の割増措置

・当社は、清算参加者の信用状況（格付け等）に鑑み当社が必要と認める場合には、当初証拠金所要額の引上げの措置を行うことができることとする。

2. 清算基金制度の導入

(1) 清算基金の目的

・当社が行う国債店頭取引清算業務に関し、清算参加者が預託する当初証拠金でカバーされないリスクを担保するため、清算参加者に対し国債店頭取引清算基金（以下「清算基金」という。）の預

・国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則（以下「当初証拠金所要額規則」という。）別表第 1 項第 2 号 a (a)

・当初証拠金所要額規則別表第 1 項

・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 29 条の 2 等

・業務方法書第 15 条

託を求めるものとする。

(2) 清算基金の所要額

- ・清算基金の所要額は、担保超過リスク額（清算参加者を含む企業集団に他の清算参加者が含まれる場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額。）が上位である2社の担保超過リスク額の合計額を、各清算参加者の当初証拠金基礎所要額に応じて按分した額と1億円のいずれか大きい額とする。なお、担保超過リスク額とは、各清算参加者の未決済約定に係るストレス時リスク相当額から当初証拠金所要額を差し引いた額とする。

(3) 清算基金の預託

- ・清算基金の預託时限は、不足が生じた日の翌日の午前11時とする。
- ・清算基金は、全額について国債証券による代用預託を可能とする。

- ・業務方法書第70条の5、国債店頭取引清算基金所要額に関する規則別表

- ・業務方法書第70条の6

- ・業務方法書第70条の8

3. 損失補填制度の見直し

(1) 非破綻清算参加者による損失負担方法の区分

- ・破綻清算参加者の未履行債務により当社が損失を受けた場合の損失（以下「破綻処理損失」という。）の非破綻清算参加者による補填は、以下のように区分して行う。

①原取引按分方式

信託口を有する清算参加者（以下「原取引按分清算参加者」という。）が、破綻清算参加者を当事者とする清算対象取引に占める信託口を一方当事者とする取引の割合に応じて破綻処理損失を按分して負担する方式。

- ・業務方法書第82条

- ・業務方法書第82条第1項第1号

②清算基金所要額按分方式

信託口のみを有する者以外の清算参加者（以下「清算基金所要額按分清算参加者」という。）が、各清算基金所要額按分清算参加者の清算基金所要額に応じて破綻処理損失を按分して負担する方式。

- ・業務方法書第82条第1項第2号

(2) 損失補填の財源

- ・当社は、破綻処理損失を次の順位により補填するものとする。

- ・業務方法書第79条・第

(第1順位) 破綻清算参加者の証拠金、清算基金等	80条
(第2順位) 当社による負担（第一階層国債店頭取引決済保証準備金）	・業務方法書第83条
(第3順位) 非破綻清算参加者の清算基金及び当社による負担（第二階層国債店頭取引決済保証準備金）	・業務方法書第83条の2
(第4順位) 非破綻清算参加者による特別清算料（第三階層特別清算料）	・業務方法書第83条の4
(第5順位) 原取引按分清算参加者による清算基金（第3順位未負担額）及び当社による負担（第二階層国債店頭取引決済保証準備金）	・業務方法書第83条の5
(第6順位) 原取引按分清算参加者による特別清算料（第4順位未負担額）	・業務方法書第83条の6
(第7順位) 変動証拠金等の勝ち方清算参加者による特別清算料（第四階層特別清算料）	・業務方法書第83条の7
(3) 清算資格喪失申請者の取扱い	
・国債店頭取引清算資格の喪失申請をした清算参加者は、申請日の翌日から起算して30日目又は未履行債務のすべてが解消された時点のいずれか遅い時点において清算資格を喪失するものとする。	・業務方法書第23条等
・喪失申請が破綻処理単位期間中に行われた場合又は清算資格喪失の効力が生じるまでの間に破綻処理単位期間が開始した場合には、破綻処理単位期間が終了する日の当社が定める時点又は未履行債務のすべてが解消された時点のいずれか遅い時点において清算資格を喪失するものとする。	・同上
4. 決済不履行時の処理スキームの見直し	
(1) 破綻清算参加者の未決済約定の処理	
・清算参加者の破綻等を認定した場合、当社は以下のとおり破綻処理対象ポジションの処理を行うものとする。	・業務方法書第80条の2から第80条の5まで
(i) 破綻管理委員会委員の招集	

	<ul style="list-style-type: none"> (ii) 破綻処理入札の実施 (iii) 破綻処理入札不成立時の協議の実施 (iv) 協議不成立時の未決済ポジションの一括清算（ティアアップ）の実施 	
(2) 破綻管理委員会		
①破綻管理委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、清算参加者の破綻等を認定した場合における破綻処理入札の実施等に関し助言を受けることを目的とし、取締役会の常設の諮問委員会として、国債店頭取引破綻管理委員会を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書第80条の2第1項、国債店頭取引破綻管理委員会規則（以下「破綻管理委員会規則」という。）第3条
②委員の選任	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、財務大臣が指定する国債市場特別参加者である金融商品取引業者である清算参加者（債務引受け金額の上位80%相当社数に該当する者に限る）を無作為の順序で記載した清算参加者リストを作成し、当該リストの順序に従い、5社を委員に選任する。 ・委員の任期は、特に指定する場合を除き、1年間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻管理委員会規則第5条・第6条
(3) 破綻処理入札の実施		
①第一段階破綻処理入札	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻処理入札は、第一段階破綻処理入札及び第二段階破綻処理入札に区分する。 ・破綻処理入札により成立した入札対象取引は、清算対象取引とみなし、当初証拠金基礎所要額の計算対象とする。 ・破綻処理入札により成立した入札対象取引について決済不履行が発生した場合には、清算対象取引に係る決済不履行の場合の処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻管理委員会規則第6条第5項 ・業務方法書第80条の3第2項 ・業務方法書第80条の7第3項、当初証拠金所要額規則別表第1項第2号a(a) ・業務方法書第80条の7第3項・第78条第1項第7号・第79条第1項
②第二段階破綻処理入札	<ul style="list-style-type: none"> ・第二段階破綻処理入札の入札対象者は、破綻管理委員会に係る清算参加者リストに記載された清算参加者とする。 ・第二段階破綻処理入札における落札は、最も低い入札金額を落 	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻管理委員会規則第6条 ・国債店頭取引清算業務に

<p>札金額とし、当該落札金額にて入札を行った破綻処理入札参加者を落札参加者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札金額及び落札者の決定は、入札対象取引を成立させることにより当社に生じ得る破綻処理損失の額が当該入札対象取引に係る損失補填財源の額以下であることを条件に行うものとする。 <p>②第二段階破綻処理入札</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、第一段階破綻処理入札における入札対象取引の全部又は一部について落札金額及び落札参加者の確定を行わなかつた場合、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、第二段階破綻処理入札を行う。 第二段階破綻処理入札の入札対象者は、破綻参加者以外の全清算参加者とする。 第二段階破綻処理入札における落札は、入札対象取引ごとに最も低い入札金額を落札金額とし、当該落札金額にて入札を行つた破綻処理入札参加者を落札参加者とする。 落札金額及び落札者の決定は、入札対象取引を成立させることにより当社に生じ得る破綻処理損失の額が当該入札対象取引に係る損失補填財源の額以下であることを条件に行うものとする。 <p>③特別清算料担保金</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二段階破綻処理入札の落札金額によって確定する損失が特別清算料を要する額である場合には、特別清算料の支払債務を担保する目的で、非破綻清算参加者から特別清算料担保金の預託を受けるものとする。 特別清算料担保金の額は、非破綻清算参加者が当社に現に預託している清算対象取引に係る当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額が、当該清算参加者が負担すべき特別清算料の額に満たない場合の当該不足額とし、当該不足額の充足をもって、第二 	<p>関する清算参加者の破綻処理に関する規則（以下「破綻処理規則」という。）第9条第3項・第4項</p> <p>・破綻処理規則第10条第4項</p> <p>・破綻処理規則第11条</p> <p>・業務方法書第80条の3第2項</p> <p>・破綻処理規則第13条第3項</p> <p>・破綻処理規則第14条第4項</p> <p>・業務方法書第83条の8、破綻処理規則第14条第4項</p> <p>・破綻処理規則第14条第4項</p>
--	--

段階破綻処理入札が成立するものとする。

- ・非破綻清算参加者が特別清算料担保金を当社に預託しない場合には、第二段階破綻処理入札を不成立とし、翌営業日、再度第二段階破綻処理入札を実施するものとする。

(4) 協議

- ・第二段階破綻処理入札において、当該第二段階破綻処理入札に係る入札対象取引を成立させることにより当社に生じ得る破綻処理損失の額について試算を行い、当該額が第二段階損失補填財源を超過することが判明した場合には、その後の対応策について当社と非破綻清算参加者（全社）との間で速やかに協議を行う。
- ・協議の期間は、原則として、第二段階破綻処理入札実施日から起算して2日目（休業日を除外する。）の日までの間とする。

(5) 未決済ポジションの一括清算

- ・協議において期間内に合意が成立しなかった場合は、非破綻清算参加者と当社との間に存在するすべての未決済ポジションの時価による一括清算（ティアアップ）を行う。

(6) その他

- ・当社が清算参加者の破綻による資金決済の不履行を回避するため清算参加者との間で行う現金担保付債券貸借取引について、決済不履行が発生した場合には、清算対象取引に係る決済不履行の場合と同様の処理を行うこととする。

5. その他

- ・その他、所要の改正を行う。

III. 施行日

平成26年10月14日から施行する。

ただし、当初証拠金所要額規則別表「当初証拠金基礎所要額の算出に関する表」1の市場インパクト・チャージを加える部分は、平成27年1月19日の計算から適用する。

・同上

・業務方法書第80条の4
第1項、破綻処理規則第
15条

・破綻処理規則第16条

・業務方法書第80条の5
第1項

・業務方法書第78条第1
項第7号・第79条第1
項

以 上

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正等について

目 次

1. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
2. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
3. 国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則の一部改正新旧対照表
4. 国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表
5. 国債店頭取引清算基金所要額に関する規則
6. 国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則
7. 国債店頭取引破綻管理委員会規則
8. 国債店頭取引運営委員会に関する規則の一部改正新旧対照表

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(国債店頭取引清算資格の要件)</p> <p>第7条 前条第1項の申請に係る同条第4項の審査は、資格取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他国債店頭取引清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>国債店頭取引清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、<u>清算参加者として安定した収益力が見込まれること。</u></p> <p>a 金融商品取引業者、証券金融会社又は短資会社</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が200パーセントを上回っていること、証券金融会社又は短資会社にあっては、これに準ずる場合に該当していること。</p> <p>(d) 特別金融商品取引業者（法第57条の5第2項の届出を行う者に限る。以下同じ。）にあっては、連結自己資本規制比率が200パーセントを上回っていること。</p> <p>b 銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は保険会社</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 銀行等（銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫をいう。）</p>	<p>(国債店頭取引清算資格の要件)</p> <p>第7条 前条第1項の申請に係る同条第4項の審査は、資格取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他国債店頭取引清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>国債店頭取引清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者、証券金融会社又は短資会社</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が200パーセント以上であること、証券金融会社又は短資会社にあっては、これに準ずる場合に該当していること。</p> <p>(d) 特別金融商品取引業者（法第57条の5第2項の届出を行う者に限る。以下同じ。）にあっては、連結自己資本規制比率が200パーセント以上であること。</p> <p>b 銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は保険会社</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 銀行等（銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫をいう。）</p>

<p>以下同じ。) のうち、国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「国際統一基準行等」という。）にあっては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当していること）。</p> <p>イ　単体及び連結普通株式等 Tier 1 比率（農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあっては、単体及び連結普通出資等 Tier 1 比率とする。以下同じ。）が 4.5 パーセントを上回っていること。</p> <p>ロ　単体及び連結 Tier 1 比率が 6 パーセントを上回っていること。</p> <p>ハ　単体及び連結総自己資本比率が 8 パーセントを上回っていること。</p> <p>(d)　国際統一基準行等以外の銀行等（以下「国内基準行等」という。）にあっては、国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が 4 パーセントを上回っていること。</p> <p>(e)　保険会社にあっては、単体及び連結ソルベンシー・マージン比率が 400 パーセントを上回っていること。</p> <p>(3)　(略)</p> <p>2　前条第 2 項の申請に係る同条第 4 項の審査は、資格取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他国債店頭取引清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1)　財務基盤</p> <p>国債店頭取引清算資格を取得すべき期日までに、次の a 又は b に掲げる区分に従い、</p>	<p>以下同じ。) のうち、国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「国際統一基準行等」という。）にあっては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当していること）。</p> <p>イ　単体及び連結普通株式等 Tier 1 比率（農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあっては、単体及び連結普通出資等 Tier 1 比率とする。以下同じ。）が 4.5 パーセント以上であること。</p> <p>ロ　単体及び連結 Tier 1 比率が 6 パーセント以上であること。</p> <p>ハ　単体及び連結総自己資本比率が 8 パーセント以上であること。</p> <p>(d)　国際統一基準行等以外の銀行等（以下「国内基準行等」という。）にあっては、国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が 4 パーセント以上であること。</p> <p>(e)　保険会社にあっては、単体及び連結ソルベンシー・マージン比率が 400 パーセント以上であること。</p> <p>(3)　(略)</p> <p>2　前条第 2 項の申請に係る同条第 4 項の審査は、資格取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他国債店頭取引清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1)　財務基盤</p> <p>国債店頭取引清算資格を取得すべき期日までに、次の a 又は b に掲げる区分に従い、</p>
--	--

<p>当該 a 又は b に定める基準に適合すると見込まれ、かつ、清算参加者として安定した収益力が見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者、証券金融会社又は短資会社</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p>(c) 金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が 140 パーセントを上回っていること、証券金融会社又は短資会社にあっては、これに準ずる場合に該当していること。</p> <p>(d) 特別金融商品取引業者にあっては、連結自己資本規制比率が 140 パーセントを上回っていること。</p> <p>(e) (略)</p> <p>b 銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は保険会社</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p>(c) 国際統一基準行等にあっては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当していること）。</p> <p>イ 単体及び連結普通株式等 T i e r 1 比率が 4.5 パーセントを上回っていること。</p> <p>ロ 単体及び連結 T i e r 1 比率が 6 パーセントを上回っていること。</p> <p>ハ 単体及び連結総自己資本比率が 8 パーセントを上回っていること。</p> <p>(d) 国内基準行等にあっては、国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が 4 パーセントを上回っていること。</p> <p>(e) 保険会社にあっては、単体及び連結ソルベンシー・マージン比率が 200</p>	<p>当該 a 又は b に定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者、証券金融会社又は短資会社</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p>(c) 金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が 140 パーセント以上であること、証券金融会社又は短資会社にあっては、これに準ずる場合に該当していること。</p> <p>(d) 特別金融商品取引業者にあっては、連結自己資本規制比率が 140 パーセント以上であること。</p> <p>(e) (略)</p> <p>b 銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は保険会社</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p>(c) 国際統一基準行等にあっては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当していること）。</p> <p>イ 単体及び連結普通株式等 T i e r 1 比率が 4.5 パーセント以上であること。</p> <p>ロ 単体及び連結 T i e r 1 比率が 6 パーセント以上であること。</p> <p>ハ 単体及び連結総自己資本比率が 8 パーセント以上であること。</p> <p>(d) 国内基準行等にあっては、国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が 4 パーセント以上であること。</p> <p>(e) 保険会社にあっては、単体及び連結ソルベンシー・マージン比率が 200</p>
---	---

<p>パーセントを<u>上回っていること。</u></p> <p>(f) (略)</p> <p>(2) 親会社の財務基盤</p> <p>国債店頭取引清算資格を取得すべき期日までに、次の a 又は b に掲げる区分に従い、当該資格取得申請者の親会社が当該 a 又は b に定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 当該資格取得申請者の親会社が金融商品取引業者、証券金融会社又は短資会社である場合</p> <p>(a) • (b) (略)</p> <p>(c) 金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が 200 パーセントを<u>上回っていること</u>、証券金融会社又は短資会社にあっては、これに準ずる場合に該当していること。</p> <p>(d) 特別金融商品取引業者にあっては、連結自己資本規制比率が 200 パーセントを<u>上回っていること</u>。</p> <p>b 当該資格取得申請者の親会社が銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は保険会社である場合</p> <p>(a) • (b) (略)</p> <p>(c) 国際統一基準行等にあっては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当していること）。</p> <p>イ 単体及び連結普通株式等 T i e r 1 比率が 4.5 パーセントを<u>上回っていいること。</u></p> <p>ロ 単体及び連結 T i e r 1 比率が 6 パーセントを<u>上回っていること。</u></p> <p>ハ 単体及び連結総自己資本比率が 8</p>	<p>パーセント以上であること。</p> <p>(f) (略)</p> <p>(2) 親会社の財務基盤</p> <p>国債店頭取引清算資格を取得すべき期日までに、次の a 又は b に掲げる区分に従い、当該資格取得申請者の親会社が当該 a 又は b に定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 当該資格取得申請者の親会社が金融商品取引業者、証券金融会社又は短資会社である場合</p> <p>(a) • (b) (略)</p> <p>(c) 金融商品取引業者にあっては、自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること、証券金融会社又は短資会社にあっては、これに準ずる場合に該当していること。</p> <p>(d) 特別金融商品取引業者にあっては、連結自己資本規制比率が 200 パーセント以上であること。</p> <p>b 当該資格取得申請者の親会社が銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は保険会社である場合</p> <p>(a) • (b) (略)</p> <p>(c) 国際統一基準行等にあっては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあっては、これに準ずる場合に該当していること）。</p> <p>イ 単体及び連結普通株式等 T i e r 1 比率が 4.5 パーセント以上であること。</p> <p>ロ 単体及び連結 T i e r 1 比率が 6 パーセント以上であること。</p> <p>ハ 単体及び連結総自己資本比率が 8</p>
--	--

<p>パーセントを上回っていること。</p> <p>(d) 国内基準行等にあっては、国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセントを上回っていること。</p> <p>(e) 保険会社にあっては、単体及び連結ソルベンシー・マージン比率が400パーセントを上回っていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前条第3項の申請に係る同条第4項の審査は、資格取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他国債店頭取引清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) 財務基盤</p> <p>国債店頭取引清算資格を取得すべき期日までに、次に掲げる基準に適合すると見込まれ、かつ、清算参加者として安定した収益力が見込まれること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 自己資本規制比率が200パーセントを上回っていること。</p> <p>d 特別金融商品取引業者にあっては、連結自己資本規制比率が200パーセントを上回っていること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国債店頭取引清算資格の取得手續の履行)</p> <p>第8条 当社が第6条第4項の規定により国債店頭取引清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第6項の規定により当社が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、資格取得申請者をして、当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の預託その他当社が必要と認める国債</p>	<p>パーセント以上であること。</p> <p>(d) 国内基準行等にあっては、国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること。</p> <p>(e) 保険会社にあっては、単体及び連結ソルベンシー・マージン比率が400パーセント以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前条第3項の申請に係る同条第4項の審査は、資格取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他国債店頭取引清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) 財務基盤</p> <p>国債店頭取引清算資格を取得すべき期日までに、次に掲げる基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 自己資本規制比率が200パーセント以上であること。</p> <p>d 特別金融商品取引業者にあっては、連結自己資本規制比率が200パーセント以上であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国債店頭取引清算資格の取得手續の履行)</p> <p>第8条 当社が第6条第4項の規定により国債店頭取引清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第6項の規定により当社が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、資格取得申請者をして、当初証拠金の預託その他当社が必要と認める国債店頭取引清算資格の取得手</p>
---	---

<p>店頭取引清算資格の取得手続を履行させるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社が第6条第5項の規定により国債店頭取引清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、当社がその都度定める日までに、資格取得申請者をして、当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の預託その他当社が必要と認める国債店頭取引清算資格の取得手続を履行させるものとする。</p> <p><u>(清算資格の区分の変更)</u></p> <p><u>第9条の2 第6条第1項、第4項、第6項及び第7項、第7条第1項及び第9条の規定は、清算参加者がその有する清算資格の区分を変更する場合について準用する。この場合において、第6条第1項、第4項及び第7項中「清算資格の取得」とあるのは「清算資格の区分の変更」と、同条第4項中「清算資格の取得申請者(以下「清算資格取得申請者」)」とあるのは「清算資格の区分の変更申請者」と、同条第7項及び第9条中「清算資格取得申請者」とあるのは「清算資格の区分の変更申請者」と、第6条第6項及び第7条第1項第2号中「清算資格を取得すべき期日」とあるのは「清算資格の区分を変更すべき期日」と、第9条第1項中「清算資格を付与する」とあるのは「清算資格の区分を変更する」と、同条第2項中「清算資格を付与したとき」とあるのは「清算資格の区分を変更したとき」と、それぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 国債店頭取引他社清算参加者がその有する清算資格の区分の変更申請をする場合には、当該国債店頭取引他社清算参加者の未履行債務</u></p>	<p>続を履行させるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社が第6条第5項の規定により国債店頭取引清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、当社がその都度定める日までに、資格取得申請者をして、当初証拠金の預託その他当社が必要と認める国債店頭取引清算資格の取得手続を履行させるものとする。</p> <p>(新設)</p>
--	---

(本業務方法書に基づく清算参加者の当社に対する債務で未履行のもの（当社がその都度定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）のうち有価証券等清算取次ぎに基づくものを、あらかじめ、すべて履行しなければならない。

3 当社は、国債店頭取引他社清算参加者から清算資格の区分の変更申請を受理した翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。第23条第1項、第41条第1項第1号、第44条第1項第2号及び第3号を除き以下同じ。）から、その国債店頭取引他社清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務のうち有価証券等清算取次ぎに基づくものについて新たな債務の引受けを停止する。

(当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の預託)
第15条 清算参加者は、当社に対する国債店頭取引清算業務に係る債務の履行を確保するための当初証拠金及び国債店頭取引清算基金を、第9章の規定により、当社に預託しなければならない。

第4節 清算参加者の申請による国債店頭取引清算資格の喪失

(国債店頭取引清算資格の喪失申請)

第21条 (略)

2 当社は、清算参加者から前項の規定による国債店頭取引清算資格の喪失の申請があった場合には、その旨を各清算参加者に通知する。

第22条 削除

(当初証拠金の預託)

第15条 清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保するための当初証拠金を、第9章の規定により、当社に預託しなければならない。

第4節 国債店頭取引清算資格の喪失

(国債店頭取引清算資格の喪失申請)

第21条 (略)

(新設)

(国債店頭取引清算資格の喪失申請者の未決済約定の取扱い)

第22条 清算参加者は、国債店頭取引清算資格

	<p><u>の喪失申請を行う場合には、本業務方法書に基づく当該清算参加者の当社に対する債務で未履行のもの（当社がその都度定めるものを除く。以下「未履行債務」という。）を、あらかじめ、すべて履行しなければならない。</u></p> <p><u>2 清算参加者は、国債店頭取引清算資格の喪失と同時に、国債店頭取引清算資格を取得する者又は国債店頭取引清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合において、あらかじめ当該清算参加者の未履行債務をすべて履行させる必要がないと当社が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当社が認める範囲において、当該未履行債務を履行せずに国債店頭取引清算資格の喪失申請を行うことができる。</u></p> <p><u>(国債店頭取引清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)</u></p> <p><u>第23条 当社は、清算参加者から国債店頭取引清算資格の喪失申請を受理した翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。第41条第1項第1号、第44条第1項第2号及び第3号を除き以下同じ。）から、その清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務について新たな債務の引受けを停止する。</u></p> <p><u>2 当社は、国債店頭取引清算資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、国債店頭取引清算資格を取得する者若しくは国債店頭取引清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合において、あらかじめ当該清算参加者の未履行債務をすべて履行させる必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該国債店頭取引清算資格の喪失申請者を当事者とする清算対象</u></p>
--	--

<p>(国債店頭取引清算資格の喪失)</p> <p><u>第23条 清算参加者が前条第1項の規定により国債店頭取引清算資格の喪失の申請をした場合、当該清算参加者は、その申請の日の翌日から起算して30日目の日の第44条第2項に規定する当社が債務の引受けを行う時点又は当該清算参加者の未履行債務のすべてが解消された時点のいずれか遅い時点（当該申請が破綻処理単位期間（清算参加者について破綻等（第77条の2に規定する破綻等をいう。以下この条において同じ。）が認定された場合（当該認定の時点で既に破綻処理単位期間が開始している場合を除く。）における当該清算参加者に係る破綻認定日（第77条の2に規定する破綻認定日をいう。以下この条において同じ。）から30日を経過するまでの期間（当該期間中に他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、当該期間は、当該他の清算参加者に係る破綻認定日から30日を経過するまでの期間に延長されるものとし、延長後の期間中に他の清算参加者について破綻等が認定された場合も同様とする。）をいう。以下同じ。）中に行われた場合又は当該申請の日から当該清算参加者について国債店頭取引清算資格の喪失の効力が生じるまでの間に破綻処理単位期間が開始した場合には、破綻処理単位期間が終了する日の当社が定める時点又は当該清算参加者の未履行債務のすべてが解消された時点のいずれか遅い時点）において、国債店頭取引清算資格を喪失する。</u></p> <p>2 当社は、<u>清算参加者が前項の規定により国債</u></p>	<p><u>取引に基づく債務の引受けの全部又は一部を停止しないことができる。</u></p> <p>(国債店頭取引清算資格の喪失の承認)</p> <p><u>第24条 国債店頭取引清算資格の喪失の承認は、当社が将来の一定の期日を指定して行い、当該国債店頭取引清算資格は、当該期日をもって喪失する。</u></p> <p>2 当社は、<u>国債店頭取引清算資格の喪失を承認</u></p>
---	---

<p>店頭取引清算資格を喪失した場合は、その旨を当該国債店頭取引清算資格の喪失申請者及び各清算参加者に通知する。</p> <p>(国債店頭取引清算資格の喪失申請者の合併等の場合の特例)</p> <p><u>第24条 国債店頭取引清算資格の喪失申請者が国債店頭取引清算資格の喪失と同時に、国債店頭取引清算資格を取得する者又は国債店頭取引清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合において、当該清算参加者の未履行債務のすべてを解消させる必要がないと当社が認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該喪失申請者は、当社がその都度定める時点において、国債店頭取引清算資格を喪失する。</u></p> <p>(国債店頭取引清算資格喪失以降の業務方法書の適用)</p> <p><u>第25条 清算参加者が国債店頭取引清算資格を喪失した場合において、当該喪失前の原因に基づいて生じた権利義務があるときは、当該権利義務について、本業務方法書等（本業務方法書及び本業務方法書に基づく規則をいう。以下同じ。）の定めが適用されるものとする。</u></p> <p>(国債店頭取引清算資格の喪失の際の当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の返還)</p> <p><u>第26条 当社は、清算参加者が国債店頭取引清算資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下この条及び次条において同じ。）したときは、その喪失の日以降当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の返還を行うものとする。ただし、当該国債店頭取引清算資格を喪失した者の未</u></p>	<p>した場合は、その旨を当該国債店頭取引清算資格の喪失申請者及び各清算参加者に通知する。</p> <p>(新設)</p> <p>(国債店頭取引清算資格喪失以降の業務方法書の適用)</p> <p><u>第25条 当社は、清算参加者が国債店頭取引清算資格を喪失したときは、その喪失の日以降においても、その者をなお清算参加者とみなして第74条、第82条及び第83条の規定を適用する。</u></p> <p>(国債店頭取引清算資格の喪失の際の当初証拠金の返還)</p> <p><u>第26条 当社は、清算参加者が国債店頭取引清算資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下この条及び次条において同じ。）したときは、その喪失の日以降当初証拠金の返還を行うものとする。ただし、当該国債店頭取引清算資格を喪失した者の未</u></p>
--	---

<p>履行債務がある場合その他当社が必要と認め場合は、その事由の消滅するまでの間、当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の返還を停止することができる。</p> <p><u>(信用状況に応じた清算参加者に対する当初証拠金の割増措置)</u></p> <p><u>第29条の2 当社は、次の各号に掲げる場合に応じて、清算参加者が当該各号のいずれかの事由に該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者に対し、当社の定めるところにより当初証拠金所要額の引上げの措置を行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 当該清算参加者が第6条第1項又は第3項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者である場合</u></p> <p>a <u>当該清算参加者が金融商品取引業者である場合にあっては、その自己資本規制比率（特別金融商品取引業者である場合については自己資本規制比率及び連結自己資本規制比率。以下この条において同じ。）が当社の定める水準を下回るとともに、その信用力が十分でないおそれがあると当社が定める場合に該当するとき（当該清算参加者が証券金融会社又は短資会社である場合にあっては、これらに準じる場合に該当するとき）。</u></p> <p>b <u>当該清算参加者が銀行等である場合にあっては、その単体又は連結自己資本比率が当社の定める水準を下回るとともに、その信用力が十分でないおそれがあると当社が定める場合に該当するとき。</u></p> <p>c <u>当該清算参加者が保険会社である場合にあっては、その単体又は連結ソルベンシ</u></p>	<p>当社が必要と認める場合は、その事由の消滅するまでの間、当初証拠金の返還を停止することができる。</p> <p>(新設)</p>
---	--

一・マージン比率が当社の定める水準を下回るとともに、その信用力が十分でないおそれがあると当社が定める場合に該当するとき。

d 当該清算参加者の信用力が十分でないと当社が定める場合に該当するとき。

(2) 当該清算参加者が第6条第2項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者である場合

a 当該清算参加者が金融商品取引業者である場合にあっては、その自己資本規制比率が当社の定める水準を下回るとともに、当該清算参加者の親会社の信用力が十分でないおそれがあると当社が定める場合に該当するとき（当該清算参加者が証券金融会社又は短資会社である場合にあっては、これらに準じる場合に該当するとき）。

b 当該清算参加者が銀行等である場合にあっては、その単体又は連結自己資本比率が当社の定める水準を下回るとともに、当該清算参加者の親会社の信用力が十分でないおそれがあると当社が定める場合に該当するとき。

c 当該清算参加者が保険会社である場合にあっては、その単体又は連結ソルベンシ一・マージン比率が当社の定める水準を下回るとともに、当該清算参加者の親会社の信用力が十分でないおそれがあると当社が定める場合に該当するとき。

d 当該清算参加者の親会社の信用力が十分でないと当社が定める場合に該当するとき。

(清算対象取引に係る区分管理)

(清算対象取引に係る区分管理)

<p>第39条 (略)</p> <p><u>2 国債店頭取引他社清算参加者は、有価証券等清算取次ぎに基づく取引については、その顧客ごとにネットティング口座（第86条第1項に規定するネットティング口座をいう。）を開設し、当該ネットティング口座により区分して管理しなければならない。</u></p> <p>(有価証券等清算取次ぎに関する報告)</p> <p><u>第39条の2 当社は、国債店頭取引他社清算参加者に対し、有価証券等清算取次ぎに基づく取引に関し、その顧客の名称その他当社がリスク管理上必要と認める事項について報告を求めることができる。</u></p> <p>(FOS決済)</p> <p>第68条 第49条、第50条、第52条、第53条、第54条、第65条、第66条、第67条及び<u>第70条の8第4項</u>の規定により行う金銭の授受は、同一清算参加者の総支払金額と総受領金額の差引額の授受（以下「FOS決済」という。）により行う。</p> <p>第9章 当初証拠金及び国債店頭取引清算基金</p> <p>第1節 当初証拠金</p> <p>(当初証拠金の所要額)</p> <p>第70条 第15条の規定により清算参加者が当社に預託すべき当初証拠金の額（以下「当初証拠金所要額」という。）は、当社が規則で定める。</p> <p>(当初証拠金の預託)</p>	<p>第39条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(FOS決済)</p> <p>第68条 第49条、第50条、第52条、第53条、第54条、第65条、第66条、第67条及び<u>第70条第10項</u>の規定により行う金銭の授受は、同一清算参加者の総支払金額と総受領金額の差引額の授受（以下「FOS決済」という。）により行う。</p> <p>第9章 当初証拠金</p> <p>(新設)</p> <p>(当初証拠金)</p> <p>第70条 第15条の規定により清算参加者が当社に預託すべき当初証拠金の額（以下「当初証拠金所要額」という。）は、当社が規則により定める。</p>
--	---

第70条の2 清算参加者は、当社に預託している当初証拠金の額が当初証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額の金銭を、当社が定めるところにより、当該不足額が生じた日の翌日の午前11時までに当社に追加預託しなければならない。

(当初証拠金の返還)

第70条の3 (略)

2 (略)

(緊急当初証拠金の預託)

第70条の4 清算参加者は、国債証券先物取引（株式会社大阪取引所における国債証券に係る法第2条第21項第1号に掲げる取引をいう。）の相場が当社が定める基準を超えて変動した場合その他当社が必要と認めた場合において、当該清算参加者が当社に預託している当初証拠金が当社が定める緊急当初証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額の金銭を、当社が定めるところにより、当該不足額が生じた日の午後3時30分までに当初証拠金として当社に預託しなければならない。

2 当社は、緊急当初証拠金の預託を行わせる場合には、当社が定める時刻以降速やかに清算参加者に通知する。

(削る)

(削る)

2 清算参加者は、当社に預託している当初証拠金が当初証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額の金銭を、当社が定めるところにより、当該不足額が生じた日の翌日の午前11時までに当社に追加預託しなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 第2項の規定のほか、清算参加者は、国債証券先物取引（株式会社大阪取引所における国債証券に係る法第2条第21項第1号に掲げる取引をいう。）の相場が当社が定める基準を超えて変動した場合その他当社が必要と認めた場合において、当該清算参加者が当社に預託している当初証拠金が当社が定める額に満たないときは、その不足額以上の額の金銭を、当社が定めるところにより、当該不足額が生じた日の午後3時30分までに当社に預託しなければならない。

6 当社は、前項の規定により当初証拠金の預託を行わせる場合には、当社が定める時刻以降速やかに清算参加者に通知する。

7 当初証拠金（当社が定める額を超える額に限る。）は、当社が定めるところにより、国債証券（当社が定めるものに限る。）をもって代用預託することができる。

8 前項に規定する国債証券の代用価格は、当該国債証券の当社が定める時価に当社が定める率を乗じた額とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると

	<u>認めた場合には、代用価格を臨時に変更することができる。</u>
(削る)	<u>9 預託を受けた当初証拠金の代用国債証券（第7項の規定により預託される国債証券をいう。以下同じ。）について、当社はこれを消費することができる。</u>
(削る)	<u>10 預託を受けた当初証拠金の代用国債証券について、利払期日（当社が定める国債証券に係る利払期日を除く。）が到来した場合には、当社は、当該代用国債証券に係る利金相当額について、当該利払期日に、当該代用国債証券を預託した清算参加者に対し支払うものとし、償還期日（当社が定める国債証券である場合にあっては、利払期日。以下この項において同じ。）が到来した場合には、当該代用国債証券に係る利金相当額について、償還期日に、当社が当該代用国債証券を預託した清算参加者に対し支払い、当該代用国債証券に係る償還金相当額について、償還期日に、当該代用国債証券を預託した清算参加者が当社に当初証拠金として金銭で預託したものとみなす。</u>
(削る)	<u>11 清算参加者は、当社が定めるところによりあらかじめ当社の承認を得た場合には、前9項に規定する金銭又は国債証券の授受を、当社が定めるところにより、代理人を通じて行うことができる。</u>
(削る)	<u>12 前5項の規定のほか、当初証拠金の代用国債証券に関する事項については、当社が定める。</u>
第2節 国債店頭取引清算基金	(新設)
(国債店頭取引清算基金の所要額)	
第70条の5 第15条の規定により清算参加	(新設)

者が当社に預託すべき国債店頭取引清算基金の額（以下「国債店頭取引清算基金所要額」という。）は、当社が規則で定める。

(国債店頭取引清算基金の預託)

第70条の6 清算参加者は、当社に預託している国債店頭取引清算基金の額（当社が他の清算参加者の破綻等（第77条の2に規定する破綻等をいう。）を認定した場合において本業務方法書等の定めるところにより国債店頭取引清算基金の全部又は一部が当社に生じた損失の補填を目的として取り崩された場合には、その取り崩された額を減じた額。以下同じ。）が国債店頭取引清算基金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額の金銭を、当社が定めるところにより、当該不足額が生じた日の翌日の午前11時までに当社に追加預託しなければならない。

(新設)

(国債店頭取引清算基金の返還)

第70条の7 清算参加者は、当社に預託している国債店頭取引清算基金のうち、国債店頭取引清算基金所要額を超える額を限度として、当社に返還を請求することができる。

(新設)

第3節 代用国債証券

(新設)

(代用国債証券)

第70条の8 当初証拠金（当社が定める額を超える額に限る。）及び国債店頭取引清算基金は、当社が定めるところにより、国債証券（当社が定めるものに限る。）をもって代用預託することができる。

(新設)

2 前項に規定する国債証券の代用価格は、当該

国債証券の当社が定める時価に当社が定める率を乗じた額とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を臨時に変更することができる。

3 預託を受けた当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の代用国債証券（第1項の規定により預託される国債証券をいう。以下同じ。）について、当社はこれを消費することができる。

4 預託を受けた当初証拠金又は国債店頭取引清算基金の代用国債証券について、利払期日（当社が定める国債証券に係る利払期日を除く。）が到来した場合には、当社は、当該代用国債証券に係る利金相当額について、当該利払期日に、当該代用国債証券を預託した清算参加者に対し支払うものとし、償還期日（当社が定める国債証券である場合にあっては、利払期日。以下この項において同じ。）が到来した場合には、当該代用国債証券に係る利金相当額について、償還期日に、当社が当該代用国債証券を預託した清算参加者に対し支払い、当該代用国債証券に係る償還金相当額について、償還期日に、当該代用国債証券を預託した清算参加者が当社に当初証拠金又は国債店頭取引清算基金として金銭で預託したものとみなす。

5 前4項の規定のほか、当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の代用国債証券に関する事項については、当社が定める。

第4節 代理人を通じた当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の授受

(新設)

(代理人を通じた当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の授受)

<p><u>第70条の9 清算参加者は、当社が定めるところによりあらかじめ当社の承認を得た場合には、第70条の2から第70条の4まで及び第70条の6から第70条の8までに規定する金銭又は国債証券の授受を、当社が定めるところにより、代理人を通じて行うことができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第5節 当初証拠金の利用</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第9章の2 清算預託金</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(清算預託金)</p> <p>第72条 当社が、債務の履行を確保するためのものとして清算参加者から預託を受ける当初証拠金、国債店頭取引清算基金、第三階層特別清算料担保金及び破綻時証拠金は、法第156条の11に規定する清算預託金とする。</p>	<p>(清算預託金)</p> <p>第72条 当社が、債務の履行を確保するためのものとして清算参加者から預託を受ける<u>第15条に規定する当初証拠金</u>は、法第156条の11に規定する清算預託金とする。</p>
<p>(決済不履行の場合における措置)</p> <p>第77条 (略)</p> <p><u>2 当社は、前項の規定により引取りを停止した金銭については、当該清算参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。</u></p>	<p>(決済不履行の場合における措置)</p> <p>第77条 (略)</p> <p><u>2 当社は、前項の措置を行ったときは、清算参加者に対してその旨を通知する。</u></p>
<p>(債務引受けの停止の措置等の通知)</p> <p>第77条の2 当社は、前条第1項の措置を行った場合は、直ちにその旨（当社が清算参加者の破綻等（第78第1項又は第2項各号のいずれかに掲げる事由をいう。以下同じ。）を認定した場合には、その旨及び当社が破綻等を認定した日（以下「破綻認定日」という。））をすべての清算参加者に通知する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(確保資産の処分)</p>	

<p><u>第77条の3 当社は、清算参加者の破綻等を認定した場合は、第80条の3に規定する破綻処理入札のほか、当該清算参加者の当初証拠金代用預託残高、国債店頭取引清算基金代用預託残高、当該清算参加者に対する証券決済債務、バイ・インに係る国債証券引渡債務又は入札対象取引に係る国債証券引渡債務に係る国債証券と同種、同量の国債証券について、売却その他当社が適当と認める方法による換価又は担保供与を行うことができる。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の規定による換価又は担保供与により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる行為を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 参加者決済に係る支払債務その他当社が清算参加者に対して負担する債務の履行</u> <u>(2) 第71条第2項に規定する当初証拠金に係る残高の回復</u> <u>(3) 第74条第1項及び第2項の規定により調達した資金の返済</u> <p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第78条 清算参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該清算参加者は当社に対する本業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(6) (略) (7) 当社と清算参加者との間の、証券決済債務時価評価額に係る支払債務、受渡調整金額に係る支払債務、利金相当額決済債務、第52条に規定するフェイルチャージに係る支払債務、第53条に規定する利金相当額に係る支払債務、第54条に規定する元利金相 	<p>(新設)</p>
<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第78条 清算参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該清算参加者は当社に対する本業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(6) (略) (7) 当社と清算参加者との間の、証券決済債務時価評価額に係る支払債務、受渡調整金額に係る支払債務、利金相当額決済債務、第52条に規定するフェイルチャージに係る支払債務、第53条に規定する利金相当額に係る支払債務、第54条に規定する元利金相 	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第78条 清算参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該清算参加者は当社に対する本業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(6) (略) (7) 当社と清算参加者との間の、証券決済債務時価評価額に係る支払債務、受渡調整金額に係る支払債務、利金相当額決済債務、第52条に規定するフェイルチャージに係る支払債務、第53条に規定する利金相当額に係る支払債務、第54条に規定する元利金相

<p>当額に係る支払債務、第56条第1項及び第57条第1項に規定するバイ・インに係る売買代金の支払債務、第57条第1項に規定するバイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第59条第1項に規定する参加者バイ・インに係る売買代金の支払債務及び参加者バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第60条第1項に規定する参加者バイ・インに係る売買代金の額と参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び参加者バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第62条及び第63条に規定する統一慣習バイ・インに係る売買代金の額と当該統一慣習バイ・インの対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び統一慣習バイ・インに係る費用相当額に係る支払債務、第65条及び第66条に規定する変動証拠金の預託に係る債務、<u>第67条に規定する変動証拠金の返還に係る債務及び利息の支払債務、第74条第1項第2号及び第2項に規定する清算参加者を相手方とした現金担保付債券貸借取引に係る支払債務並びに第80条の7第2項に規定する入札対象取引に係る支払債務</u>（以下「参加者決済に係る支払債務」という。）の全部又は一部を履行しないとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(破綻清算参加者のポジションの一括清算)</u></p> <p>第79条 清算参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立（以下「一括清算事由」とい</p>	<p>当額に係る支払債務、第56条第1項及び第57条第1項に規定するバイ・インに係る売買代金の支払債務、第57条第1項に規定するバイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第59条第1項に規定する参加者バイ・インに係る売買代金の支払債務及び参加者バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第60条第1項に規定する参加者バイ・インに係る売買代金の額と参加者バイ・インの対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び参加者バイ・インを行うための資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第62条及び第63条に規定する統一慣習バイ・インに係る売買代金の額と当該統一慣習バイ・インの対象であるフェイルに係る証券決済債務時価評価額との差額及び統一慣習バイ・インに係る費用相当額に係る支払債務、第65条及び第66条に規定する変動証拠金の預託に係る債務並びに<u>第67条に規定する変動証拠金の返還に係る債務及び利息の支払債務</u>（以下「参加者決済に係る支払債務」という。）の全部又は一部を履行しないとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(一括清算)</u></p> <p>第79条 清算参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立（以下「一括清算事由」とい</p>
--	---

う。) があった場合には、当該清算参加者と当社との間に存在するすべての金銭支払返還債務（当社又は清算参加者が負担する参加者決済に係る支払債務、第76条第1項の規定により清算参加者が負担する資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第70条の8第4項の規定により当社が負担する当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の代用国債証券の利金相当額に係る支払債務並びに当社が負担する当初証拠金金銭預託残高（清算参加者が金銭により現に預託している当初証拠金の額をいう。）に係る返還債務、国債店頭取引清算基金金銭預託残高（清算参加者が金銭により現に預託している国債店頭取引清算基金の額をいう。）に係る返還債務及び破綻時証拠金金銭預託残高（清算参加者が金銭により現に預託している破綻時証拠金の額をいう。）をいう。以下同じ。）及び国債証券引渡返還債務（第46条第1項の規定により当社又は清算参加者が負担する証券決済債務、第55条の規定により当社又は清算参加者が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務、第58条の規定により清算参加者が負担する参加者バイ・インに係る国債証券引渡債務、当社が負担する当初証拠金代用預託残高（清算参加者が代用国債証券により現に預託している当初証拠金の数量をいう。以下同じ。）に係る返還債務、当社が負担する国債店頭取引清算基金代用預託残高（清算参加者が代用国債証券により現に預託している国債店頭取引清算基金の数量をいう。以下同じ。）に係る返還債務及び当社が負担する破綻時証拠金代用預託残高（清算参加者が代用国債証券により現に預託している破綻時証拠金の数量をいう。以下同じ。）に係る返還債務、第74条第1項第2

う。) があった場合には、当該清算参加者と当社との間に存在するすべての金銭支払返還債務（当社又は清算参加者が負担する参加者決済に係る支払債務、第76条第1項の規定により清算参加者が負担する資金調達に要した費用相当額に係る支払債務、第70条第10項の規定により当社が負担する当初証拠金の代用国債証券の利金相当額に係る支払債務並びに当社が負担する当初証拠金金銭預託残高（清算参加者が金銭により現に預託している当初証拠金の額をいう。以下同じ。）に係る返還債務をいう。以下同じ。）及び国債証券引渡返還債務（第46条第1項の規定により当社又は清算参加者が負担する証券決済債務、第55条の規定により当社又は清算参加者が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務、第58条の規定により清算参加者が負担する参加者バイ・インに係る国債証券引渡債務並びに当社が負担する当初証拠金代用預託残高（清算参加者が代用国債証券により現に預託している当初証拠金の数量をいう。以下同じ。）に係る返還債務をいう。以下同じ。）の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該清算参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該清算参加者の一の債務となるものとする。

<p><u>号及び第2項に規定する清算参加者を相手方とした現金担保付債券貸借取引に係る国債証券引渡債務並びに第80条の7第2項の規定により清算参加者が負担する入札対象取引に係る国債証券引渡債務をいう。以下同じ。)の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該清算参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該清算参加者の一の債務となるものとする。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における国債証券引渡返還債務に係る評価額は、当社が規則で定めるところによる。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>第80条の4に規定する合意が成立した場合</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>第80条の5に規定する未決済ポジションの一括清算が行われた場合</u></p> <p>(差引計算)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、債務の充当の順序については、次の各号に規定するところによるものとする。ただし、当社が当社の債権保全の観点から必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p class="list-item-l1">(1) (略)</p> <p class="list-item-l1">(2) 本業務方法書に基づく当社の当該清算参加者に対する債務は、次に掲げる順序に従い充当するものとする。</p> <p class="list-item-l2">a・b (略)</p> <p class="list-item-l2">c <u>国債店頭取引清算基金代用預託残高に係る返還債務</u></p> <p class="list-item-l2">d <u>破綻時証拠金代用預託残高に係る返還</u></p>	<p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(差引計算)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、債務の充当の順序については、次の各号に規定するところによるものとする。ただし、当社が当社の債権保全の観点から必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p class="list-item-l1">(1) (略)</p> <p class="list-item-l1">(2) 本業務方法書に基づく当社の当該清算参加者に対する債務は、次に掲げる順序に従い充当するものとする。</p> <p class="list-item-l2">a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p><u>債務</u></p> <p><u>e</u> (略)</p> <p><u>f 第74条第1項第2号及び第2項に規定する清算参加者を相手方とした現金担保付債券貸借取引に関し当社が負担する国債証券引渡債務</u></p> <p><u>g 第80条の7第2項の規定により当社が負担する入札対象取引に係る国債証券引渡債務</u></p> <p>3 第1項の相殺における当社が負担する当初証拠金代用預託残高に係る返還債務、<u>国債店頭取引清算基金代用預託残高に係る返還債務、破綻時証拠金代用預託残高に係る返還債務、証券決済債務</u>、<u>第55条の規定により当社が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務及び第80条の7第2項の規定により当社が負担する入札対象取引に係る国債証券引渡債務</u>について、当社は、当該返還債務及び当該引渡債務の評価額総額（当社が当該返還する又は引き渡す国債証券と同種、同量の国債証券を売却した場合の、その売却代金総額から当該売却に要した費用を差し引いた額の合計額をいう。）を支払うことによっても履行することができ、かつ、かかる履行を選択して、相殺するものとする。</p> <p>4 第1項の相殺における清算参加者が負担する証券決済債務、<u>第55条の規定により清算参加者が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務</u>、<u>第58条の規定により清算参加者が負担する参加者バイ・インに係る国債証券引渡債務及び第80条の7第2項の規定により清算参加者が負担する入札対象取引に係る国債証券引渡債務</u>について、当社は、当該引渡債務の評価額総額（当社が当該引渡国債証券と同種、同量の国債証券を購入した場合の、その購入代金総額に当該購入に要した費用を加算した額の合計額をいう。）を清算参加者に支払わせることに</p>	<p><u>c</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 第1項の相殺における当社が負担する当初証拠金代用預託残高に係る返還債務、証券決済債務<u>及び第55条の規定により当社が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務</u>について、当社は、当該返還債務及び当該引渡債務の評価額総額（当社が当該返還する又は引き渡す国債証券と同種、同量の国債証券を売却した場合の、その売却代金総額から当該売却に要した費用を差し引いた額の合計額をいう。）を支払うことによっても履行することができ、かつ、かかる履行を選択して、相殺するものとする。</p> <p>4 第1項の相殺における清算参加者が負担する証券決済債務、<u>第55条の規定により清算参加者が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務</u>、<u>第58条の規定により清算参加者が負担する参加者バイ・インに係る国債証券引渡債務</u>について、当社は、当該引渡債務の評価額総額（当社が当該引渡国債証券と同種、同量の国債証券を購入した場合の、その購入代金総額に当該購入に要した費用を加算した額の合計額をいう。）を清算参加者に支払わせることに</p>
--	--

	総額に当該購入に要した費用を加算した額の合計額をいう。) を清算参加者に支払わせることによっても履行させることができ、かつ、かかる履行を選択して、相殺するものとする。	よっても履行させることができ、かつ、かかる履行を選択して、相殺するものとする。
<u>5</u>	<u>前2項の適用に際し、次の各号に掲げる場合における証券決済債務及び第80条の7第2項の規定により当社が負担する入札対象取引に係る国債証券引渡債務に係る評価額は、当社が規則で定めるところによる。</u>	(新設)
	<u>(1) 第80条の4に規定する合意が成立した場合</u>	
	<u>(2) 第80条の5に規定する未決済ポジションの一括清算が行われた場合</u>	
<u>6</u>	(略)	<u>5</u> (略)
<u>7</u>	(略)	<u>6</u> (略)
<u>8</u>	(略)	<u>7</u> (略)
<u>9</u>	(略)	<u>8</u> (略)
<u>10</u>	当社は、前条の規定により清算参加者に対して有することになった一の残額債務又は債権と、当該清算参加者に対する支払債権又は債務（前項に規定する当社の当該清算参加者に対する余剰担保に係る返還債務及び本業務方法書に基づかない支払債権又は債務を含む。）とを、その期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができる。この場合において、第2項から <u>第8項</u> までの規定を準用する。	<u>9</u> 当社は、前条の規定により清算参加者に対して有することになった一の残額債務又は債権と、当該清算参加者に対する支払債権又は債務（前項に規定する当社の当該清算参加者に対する余剰担保に係る返還債務及び本業務方法書に基づかない支払債権又は債務を含む。）とを、その期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができる。この場合において、第2項から <u>第7項</u> までの規定を準用する。
<u>11</u>	(略)	<u>10</u> (略)
	<u>第4節 破綻清算参加者の未決済約定の処理</u>	(新設)
	<u>(国債店頭取引破綻管理委員会)</u>	
<u>第80条の2</u>	<u>当社は、清算参加者の破綻等を認定した場合における破綻処理入札（第80条の3に定める破綻処理入札をいう。）の実施その</u>	(新設)

<p><u>他の当社が規則で定める事項（次項において「諮問事項」という。）に関し助言を受けることを目的として、国債店頭取引破綻管理委員会を設置する。</u></p> <p><u>2 当社は、諮問事項について国債店頭取引破綻管理委員会に諮問し、その助言を尊重するものとする。</u></p> <p><u>3 当社は、当社が規則で定めるところにより指定した清算参加者を、国債店頭取引破綻管理委員会の委員に任命するものとする。この場合において、当社は、国債店頭取引破綻管理委員会の委員に対し、守秘義務を負わせるものとする。</u></p> <p><u>4 前各項に規定するほか、国債店頭取引破綻管理委員会の権限、組織、委員の任期、運営方法その他の必要な事項は、当社が規則で定める。</u></p>	<p><u>(破綻処理入札の実施)</u></p> <p><u>第80条の3 当社は、清算参加者の破綻等を認定した場合には、当該清算参加者（以下「破綻清算参加者」という。）を当事者とする清算対象取引に基づく債権債務で未決済のもの（以下「破綻処理対象ポジション」という。）の処理を目的とする取引を行うための入札（以下「破綻処理入札」という。）を実施することができる。</u></p> <p><u>2 破綻処理入札は、当社が規則で定める清算参加者を対象とする第一段階破綻処理入札及び破綻参加者以外の全清算参加者を対象とする第二段階破綻処理入札に区分する。</u></p> <p><u>3 当社は、破綻処理入札の実施に先立ち、当社が規則で定めるところにより、入札対象取引（破綻処理入札により成立させるべき国債証券の売買及び現金担保付債券貸取引をいう。）</u></p>
---	---

(新設)

<p><u>以下同じ。) の内容その他の破綻処理入札の実施条件を定め、清算参加者に通知する。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するほか、破綻処理入札の手順、運営方法その他必要な事項は当社が規則で定める。</u></p> <p><u>(損失を補填することができないおそれがある場合の協議)</u></p> <p><u>第80条の4 破綻処理入札が実施された場合において、入札対象取引を成立させた場合に破綻清算参加者の破綻等により生じる損失(第79条又は第80条の規定による当社の破綻清算参加者に対する債権に対応する当社の損失をいう。)を、第83条から第83条の7までの規定に定めるところにより補填することができないおそれがあるときは、当社及び清算参加者は、当該損失の処理に関し、規則で定めるところにより対応を協議する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による協議の結果、同項の損失の処理について当社とすべての清算参加者(破綻清算参加者を除く。)の間において規則で定めるところにより合意が成立した場合には、当社は、当該合意の定めるところにより当該損失の処理を行う。この場合において、当該処理の内容は、当該損失の全部が補填され、かつ、当社による国債店頭取引清算業務の継続が可能なものであることを要する。</u></p> <p><u>(協議が不調となった場合における未決済ポジションの一括清算)</u></p> <p><u>第80条の5 前条第1項の規定により協議が行われた場合において、当社が規則で定める期間内に同条第2項の合意が成立しないときは、当該期間が経過する日において清算参加者(破</u></p>	
---	--

綻清算参加者を除く。)と当社との間に存在するすべての未決済資金ポジション(証券決済債務時価評価額に係る支払債務、受渡調整金額に係る支払債務、第54条に規定する元利金相当額に係る支払債務、第56条第1項及び第57条第1項に規定するバイ・インに係る売買代金の支払債務、第59条第1項に規定する参加者バイ・インに係る売買代金の支払債務、第74条第1項第2号及び第2項に規定する清算参加者を相手方とした現金担保付債券貸借取引に係る支払債務並びに第80条の7第2項に規定する入札対象取引に係る支払債務をいう。)及び未決済証券ポジション(第46条第1項の規定により当社又は清算参加者が負担する証券決済債務、第55条の規定により当社又は清算参加者が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債務、第58条の規定により清算参加者が負担する参加者バイ・インに係る国債証券引渡債務、第74条第1項第2号及び第2項に規定する清算参加者を相手方とした現金担保付債券貸借取引に係る国債証券引渡債務及び第80条の7第2項の規定により清算参加者が負担する入札対象取引に係る国債証券引渡債務をいう。)のその時点における当社が規則で定めるところにより算出する評価額を合算して得られる純合計額が、当該清算参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該清算参加者の一の債務となる(以下「未決済ポジションの一括清算」という。)ものとする。

- 2 前項の規定により未決済ポジションの一括清算が行われた場合、その時点で履行期が到来していない利金相当額決済債務は、当該一括清算が行われた時点で消滅するものとする。

- 3 第1項により未決済ポジションの一括清算

が行われた場合において、第56条第1項及び
第57条第1項に規定するバイ・インに係る売
買代金の支払債務、第59条第1項に規定する
参加者バイ・インに係る売買代金の支払債務、
第55条の規定により当社若しくは清算参加
者が負担するバイ・インに係る国債証券引渡債
務又は第58条の規定により清算参加者が負
担する参加者バイ・インに係る国債証券引渡債
務のいずれかが当該一括清算の対象となると
きは、当該バイ・イン等の対象であるフェイル
に係る証券決済債務時価評価額に係る支払債
務、受渡調整金額に係る支払債務及び証券決済
債務は、第1項の規定にかかわらず当該一括清
算の対象外とし、当該一括清算が行われた時点
で消滅するものとする。

4 前3項の規定による未決済ポジションの一括清算に
関し必要な事項は、当社が規則で定める。

(協議に関する通知等)

第80条の6 当社は、第80条の4第2項の合
意が成立し、又は前条第1項の規定によりすべ
ての未決済ポジションの一括清算が行われた
場合には、直ちにその旨をすべての清算参加者
に通知する。

(新設)

(入札対象取引の成立等)

第80条の7 清算参加者が破綻処理入札にお
いて入札対象取引を落札した場合には、当社が
規則で定めるところにより、当社及び当該清算
参加者の間において、当該落札に係る入札対象
取引が成立するものとする。

(新設)

2 当社及び前項の清算参加者は、同項の規定に
よる入札対象取引の成立に伴い、当該入札対象

<p><u>取引の決済のための国債証券及び金銭の授受を行う。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により成立した入札対象取引については、これを清算対象取引とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するほか、入札対象取引が成立した場合の手續については、当社が規則で定める。</u></p> <p>(確保資産の処分)</p> <p><u>第81条 削除</u></p> <p><u>第5節 他の清算参加者による損失の負担</u></p> <p>(損失負担方式の区分)</p> <p><u>第82条 破綻清算参加者の当社に対する金銭支払返還債務及び国債証券引渡返還債務について第79条の規定により一の債務となることによっても、又は当社が第80条の規定によ</u></p>	<p>(確保資産の処分)</p> <p><u>第81条 当社は、清算参加者が前2条の適用を受けたときは、当該清算参加者の当初証拠金代用預託残高、当該清算参加者に対する証券決済債務又はバイ・インに係る国債証券引渡債務に係る国債証券と同種、同量の国債証券について、売却その他当社が適当と認める方法による換価又は担保供与を行うことができる。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の規定による換価又は担保供与により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる行為を行うものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 参加者決済に係る支払債務その他当社が清算参加者に対して負担する債務の履行</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2) 第71条第2項に規定する当初証拠金に係る残高の回復</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) 第74条第1項及び第2項の規定により調達した資金の返済</u></p> <p><u>第4節 清算参加者による損失の負担</u></p> <p>(損失負担金)</p> <p><u>第82条 清算参加者の当社に対する金銭支払返還債務及び国債証券引渡返還債務について第79条の規定により一の債務となることによっても、又は当社が第80条の規定による相</u></p>
--	---

る相殺を行っても、なお残った当該破綻清算参加者の未履行債務により当社が損失を受けた場合の当該損失(以下「破綻処理損失」という。)の破綻清算参加者以外の清算参加者による補填は、次の各号に定める方式に区分して行う。

(1) 原取引按分方式

破綻清算参加者以外の清算参加者のうち信託口(第86条第2項に規定する信託口をいう。以下この条において同じ。)を有する者(以下「原取引按分清算参加者」という。)が、破綻処理損失に当社が規則で定める方法により算出した割合(以下「原取引按分方式負担割合」という。)を乗じた額(以下「原取引按分方式対象損失総額」という。)について、破綻処理損失の起因となった破綻清算参加者を当事者とする清算対象取引(当該清算対象取引に係る決済が未了のものに限る。)に占める当該原取引按分清算参加者の有する信託口を一方当事者とする取引の割合に応じて按分した額を負担する方式。

(2) 清算基金所要額按分方式

破綻清算参加者以外の清算参加者(信託口のみを有する者を除く。以下「清算基金所要額按分清算参加者」という。)が、破綻処理損失の額から原取引按分方式対象損失総額を控除した額(以下「清算基金所要額按分方式対象損失総額」という。)について、各清算基金所要額按分清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額(清算参加者が信託口を有

殺を行っても、なお残った当該清算参加者の未履行債務により当社が損失を受けた場合には、当該清算参加者(以下「不履行参加者」という。)の清算対象取引の相手方である清算参加者(当社が定める者に限る。)は、当社がその都度定める日時までに、当社が定めるところにより按分した損失負担金を当社に支払うものとする。この場合において、当社は、当該損失負担金をもって、当該不履行参加者に起因する当社の損失(以下「不履行損失」という。)を補填する。

(新設)

(新設)

<p><u>する場合は信託口に係る額を除く。)に応じて按分した額を負担する方式。</u></p> <p><u>2 前項の破綻処理損失は、当社が規則で定める日(以下「当初損失確定日」という。)に算出することとし、その算出に際して額の確定していない債権債務又は担保があるときは、当社は、債権債務又は担保の額と見込まれる額として当社が暫定的に定める額を当該債権債務又は担保の額とみなして算出を行う。</u></p> <p><u>(第一階層国債店頭取引決済保証準備金による損失の補填)</u></p> <p><u>第83条 当社は、破綻処理損失を、第一階層国債店頭取引決済保証準備金の取崩しにより補填する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による第一階層国債店頭取引決済保証準備金の取崩しは、原取引按分方式及び清算基金所要額按分方式ごとに、原取引按分方式対象損失総額及び清算基金所要額按分方式対象損失総額の割合に応じて按分して行う。</u></p>	<p><u>2 不履行参加者に係る清算対象取引の相手方である清算参加者が前項の日時までに損失負担金の支払いを行わない場合には、当該損失負担金について、当該不履行参加者に係る清算対象取引の相手方である清算参加者が参加者決済に係る支払債務を履行しなかったものとみなして、第77条、第78条及び第80条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(追加損失負担金)</u></p> <p><u>第83条 不履行損失額につき前条に規定するところによってもなお補填しえない損失がある場合において、当該補填し得ない損失額が当社の国債店頭取引決済保証準備金のうち当社が定める額(以下「当社負担額」という。)を超えた場合には、非不履行参加者(不履行発生日における清算参加者のうち、不履行参加者及び当該不履行参加者の清算対象取引の相手方である清算参加者のうち前条第2項の規定により当社が回収した損失負担金の額が当該損失負担金に満たなかった者以外の者をいう。以下同じ。)は、当社がその都度定める日時までに、追加損失負担金を支払うものとする。この場合において、当社は、当該追加損失負担金をもって、当該補填し得ない損失額(当該補填し得ない損失額が当社負担額を超えた部分に限る。)を補填する。</u></p> <p><u>2 前項の当社の国債店頭取引決済保証準備金の積立額は、当社が定めるところにより積立て等を行った額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の追加損失負担金の額は、同項の補填し得ない損失額が当社負担額を超えた場合に</u></p>
---	---

	<p><u>におけるその超過額を、当社が定めるところにより按分した額とする。</u></p> <p>4 <u>非不履行参加者が第1項の日時までに追加損失負担金の支払いを行わない場合には、当該追加損失負担金について、当該非不履行参加者が参加者決済に係る支払債務を履行しなかつたものとみなして、第77条、第78条及び第80条の規定を適用する。</u></p> <p>5 <u>前各項の定めるところによつても補填すべき損失がある場合には、この条の規定を適用する。</u></p>
<p><u>(国債店頭取引清算基金及び第二階層国債店頭取引決済保証準備金による損失の補填)</u></p> <p><u>第83条の2 破綻処理損失について、前条に定めるところによつてもなお補填することができない損失がある場合には、当社は、当該損失を、破綻清算参加者以外の各清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金及び第二階層国債店頭取引決済保証準備金の取崩しにより補填する。この場合における破綻清算参加者以外の各清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金及び第二階層国債店頭取引決済保証準備金から取崩しをする額は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第二階層国債店頭取引決済保証準備金の取崩しは、第二階層国債店頭取引決済保証準備金の額に、本条及び第83条の5の規定により清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金の取崩しをする額の合計額の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額（第3号に規定する原取引按分清算参加者第二階層負担限度額をいう。）及び清算基金所要額按分清算参加者第二階層負担限度額</u></p>	<p>(新設)</p>

(第5号に規定する清算基金所要額按分清算参加者第二階層負担限度額をいう。)の合計額に対する割合を乗じた額を、本条の規定により取崩しをすべき額（以下「第二階層国債店頭取引決済保証準備金一次取崩額」という。）及び第83条の5の規定により取崩しをすべき額（以下「第二階層国債店頭取引決済保証準備金二次取崩額」という。）に按分した場合の第二階層国債店頭取引決済保証準備金一次取崩額とする。この場合において、第二階層国債店頭取引決済保証準備金一次取崩額は、原取引按分方式において取り崩しをすべき額と清算基金所要額按分方式において取り崩しをすべき額に按分するものとする。

(2) 原取引按分方式における原取引按分清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金から取崩しをする額の総額（以下本項において「第二階層原取引按分清算参加者負担総額」という。）は、原取引按分方式対象損失総額から前号に規定する原取引按分方式において取り崩しをすべき第二階層国債店頭取引決済保証準備金一次取崩額を控除した額とする。

(3) 原取引按分方式における各原取引按分清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金から取崩しをする額は、第二階層原取引按分清算参加者負担総額に当社が規則で定める方法により算出した各原取引按分清算参加者の負担割合を乗じた額（当該清算参加者の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額（本条の規定により当社に預託した国債店頭取引清算基金の取崩しを受ける原取引按分清算参加者ごとの第1項の破綻清

算参加者に係る破綻認定日の属する破綻処理単位期間の開始日の前日における国債店頭取引清算基金所要額（清算参加者が信託口（第86条第2項に規定する信託口をいう。以下この条において同じ。）以外のネットイング口座を有する場合は信託口以外のネットティング口座に係る額を除く。）をいう。以下同じ。）を上限とする。ただし、同一の破綻処理単位期間において認定された他の破綻等について生じた当社の損失を補填するために、本条及び第83条の5の規定により当該清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金から取り崩された額があるときは、当該清算参加者の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額から当該額を控除した残額を上限とする。）とする。

(4) 清算基金所要額按分方式における清算基金所要額按分清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金から取崩しをする額の総額（以下本項において「第二階層清算基金所要額按分清算参加者負担総額」という。）は、清算基金所要額按分方式対象損失総額から前1号に規定する清算基金所要額按分方式において取り崩しをすべき第二階層国債店頭取引決済保証準備金一次取崩額を控除した額とする。

(5) 清算基金所要額按分方式における各清算基金所要額按分清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金から取崩しをする額は、次のaからcまでに掲げる国債店頭取引清算基金の順序に従い、当該aからcまでに定める額とする。

a 当該破綻清算参加者に係る第一段階破綻処理入札又は当該破綻清算参加者に係

る破綻認定日の属する破綻処理単位期間
中に実施された他の第一段階破綻処理入
札（当該破綻清算参加者に係る破綻処理入
札までに実施されたものに限る。）のいず
れかににおいて参加申請後に応札しなか
った清算基金所要額按分清算参加者（これ
らの第一段階破綻処理入札のいずれかに
において入札対象取引を落札し、かつその後
に実施されたすべての第一段階破綻処理
入札に参加している清算参加者を除く。以
下このaにおいて「対象清算参加者」とい
う。）が当社に預託した国債店頭取引清算
基金 第二階層清算基金所要額按分清算
参加者負担総額を各対象清算参加者の清
算基金所要額按分清算参加者第二階層負
担限度額（本条の規定により当社に預託し
た国債店頭取引清算基金の取崩しを受け
る清算基金按分清算参加者ごとの第1項
の破綻清算参加者に係る破綻認定日の属
する破綻処理単位期間の開始日の前日に
おける国債店頭取引清算基金所要額（清算
参加者が信託口を有する場合は信託口に
係る額を除く。）をいう。以下同じ。）に応
じて按分した額（第二階層清算基金所要額
按分清算参加者負担総額が対象清算参加
者第二階層負担限度額の総額以上である
場合には、各対象清算参加者の清算基金所
要額按分清算参加者第二階層負担限度額
（同一の破綻処理単位期間において認定
された他の破綻等について生じた当社の
損失を補填するために、本条の規定により
当該清算参加者が当社に預託した国債店
頭取引清算基金から取り崩された額があ
るときは、当該額を控除した残額））

- b 当該各清算基金所要額按分清算参加者
(上記 a に掲げる清算参加者を除く。) が
当社に預託した国債店頭取引清算基金 (当
社が規則で定める額を控除した部分) 第
二階層清算基金所要額按分清算参加者負
担総額から上記 a に定める取崩し額の総
額を控除した残額を当該各清算参加者の
清算基金所要額按分清算参加者第二階層
負担限度額 (当社が規則で定める額を控除
する。) に応じて按分した額 (当該残額が
当該各清算参加者の清算基金所要額按分
清算参加者第二階層負担限度額の総額以
上である場合には、当該各清算基金所要額
按分清算参加者の清算基金所要額按分清
算参加者第二階層負担限度額)
- c 当該破綻清算参加者に係る第一段階破
綻処理入札において入札対象取引を落札
した清算基金所要額按分清算参加者 (上記
a に掲げる清算参加者及び当該破綻清算
参加者に係る破綻認定日の属する破綻処
理単位期間中に認定された破綻等であつ
て、当該破綻清算参加者に係る第一段階破
綻処理入札までに第一段階破綻処理入札
が実施されたもののうち、直近に第一段階
破綻処理入札が実施されたものにおいて、
上記 a の適用を受けていた清算参加者及
び国債店頭取引清算基金の取崩しを受け
ていたとすれば上記 a の適用を受けてい
た清算参加者を除く。) が当社に預託した
国債店頭取引清算基金 (当社が規則で定め
る額に相当する部分) 第二階層清算基金
所要額按分清算参加者負担総額から上記
a 及び b に定める取崩し額の総額を控除
した残額を当社が規則で定める額で按分

<p><u>した額</u></p> <p><u>2 各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）は、前項の規定により自己が当社に預託した国債店頭取引清算基金から取り崩されるべき金額を当社に支払う義務を負うものとし、前項の規定による国債店頭取引清算基金の取崩しは、当初損失確定日において、当社及び各清算参加者から別段の意思表示を要することなく、当然に、当該義務に対応する当社の債権と、当該義務を負う清算参加者が当社に対して有する国債店頭取引清算基金の返還請求権とを対当額で相殺する方法により行う。</u></p> <p><u>(破綻処理単位期間における国債店頭取引清算基金に関する特則)</u></p> <p><u>第83条の3 破綻処理単位期間における各清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額は、第70条の5の規定による規則の定めにかかわらず、当該破綻処理単位期間の開始日の前日における当該各清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額とする。</u></p> <p><u>2 破綻処理単位期間において前条第1項の規定により国債店頭取引清算基金の全部又は一部が取り崩された場合、第70条の6の規定にかかわらず、当該破綻処理単位期間が終了するまでの間、清算参加者は、当該取崩しに対応する額の国債店頭取引清算基金の追加預託義務を負わない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、破綻処理単位期間の終了日における各清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額は、当該破綻処理単位期間の終了日において算出した当該各清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額とし、第70条</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

の 6 の規定による規則の定めにより新たに国債店頭取引清算基金所要額を算出する日の前日まで適用する。この場合において、破綻処理単位期間の終了日において各清算参加者が当社に預託している国債店頭取引清算基金及び破綻時証拠金の額が、第 1 項の規定により算出した破綻処理単位期間の終了日における国債店頭取引清算基金所要額に満たない場合には、当該各清算参加者は、不足額以上の国債店頭取引清算基金を、破綻処理単位期間の終了日の翌日の午前 11 時までに、当社に追加預託しなければならない。

(第三階層特別清算料による損失の補填)

第 83 条の 4 破綻処理損失について、第 83 条の 2 に定めるところによってもなお補填することができない損失がある場合には、破綻認定期における破綻清算参加者以外のすべての清算参加者（以下この条において「第三階層特別清算料負担参加者」という。）は、当社が規則で定めるところにより、当社が規則で定める額の第三階層特別清算料を当社に支払う義務を負う。この場合において、当社は、第三階層特別清算料負担参加者から支払いを受けた第三階層特別清算料をもって、当該損失を補填する。

(原取引按分清算参加者第二階層負担限度額の未負担額及び第二階層国債店頭取引決済保証準備金による損失の補填)

第 83 条の 5 破綻処理損失について、前条に定めるところによってもなお補填することができない損失がある場合には、当社は、その残損失額を、原取引按分清算参加者が当社に預託し

(新設)

(新設)

た国債店頭取引清算基金（当該清算参加者の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額の未負担額（当該清算参加者の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額のうち第83条の2の規定による国債店頭取引清算基金の取り崩しがされていない部分をいう。以下この条において同じ。）を上限とする。）及び第二階層国債店頭取引決済保証準備金の取崩しにより補填する。

2 原取引按分清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金から取崩しをする額は、次の各号に掲げる国債店頭取引清算基金の順序に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 当該各原取引按分清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金 前項の残損失額から第二階層国債店頭取引決済保証準備金二次取崩額を控除した残額を当社が規則で定める方法により当該各清算参加者の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額の未負担額（当社が規則で定める額を控除する。）に応じて割り当てた額（当該清算参加者の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額の未負担額（当社が規則で定める額を控除する。）を上限とする。）

(2) 当該破綻清算参加者に係る第二段階破綻処理入札において入札対象取引を落札した原取引按分清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金 前項の残損失額から第二階層国債店頭取引決済保証準備金二次取崩額及び第1号に定める取崩し額の総額を控除した残額を当社が規則で定める額に応じて按分した額（当該清算参加者について当社が規則で定める額を上限とする。ただし、当該額が、原取引按分清算参加者第二階

層負担限度額から同一の破綻処理単位期間において認定された他の破綻等について生じた当社の損失を補填するために第83条の2及び第83条の5の規定により当該清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金から取り崩された額を控除した額以上である場合は、当該控除した額を上限とする。)

(原取引按分清算参加者の第三階層特別清算料の未負担額による損失の補填)

第83条の6 破綻処理損失について、前条に定めるところによってもなお補填することができない損失がある場合には、原取引按分清算参加者のうち、第83条の4の規定により当社が定めた第三階層特別清算料の額が、当該清算参加者の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額の未負担額（当該清算参加者の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額のうち第83条の2及び第83条の5の規定による国債店頭取引清算基金の取り崩し及び前条の規定による第三階層特別清算料による補填がされていない部分をいう。以下この条において同じ。）を下回る清算参加者は、当社が規則で定めるところにより、当社が規則で定める額の第三階層特別清算料（追加分）を当社に支払う義務を負う。この場合において、当社は、原取引按分清算参加者から支払いを受けた第三階層特別清算料（追加分）をもって、当該損失を補填する。

(第四階層特別清算料による損失の補填)

第83条の7 破綻処理損失について、前条に定めるところによってもなお補填することができない損失がある場合には、破綻認定日における

(新設)

(新設)

る破綻清算参加者以外の清算参加者のうち、破綻認定日から当初損失確定日までのすべての清算対象取引（破綻認定日後に債務の引受けが行われた清算対象取引及び当初損失確定日までに決済が完了した清算対象取引を含む。以下同じ。）に係る変動証拠金等（当社が規則で定めるものをいう。以下同じ。）の受け取るべき額の総額が支払うべき額の総額を上回る者（以下この条において「第四階層特別清算料負担参加者」という。）は、当社が規則で定めるところにより、第四階層特別清算料を当社に支払う義務を負う。この場合において、当社は、第四階層特別清算料負担参加者から支払いを受けた第四階層特別清算料をもって、当該損失を補填する。

2 前項の第四階層特別清算料の額は、破綻処理対象ポジションに係る損失相当額（破綻認定日（当該破綻認定日に当社と破綻清算参加者との間で破綻処理対象ポジションに係る決済が終了している場合には、当該破綻認定日の翌日。以下本項について同じ。）から当初損失確定日までの各日において、破綻処理対象ポジションに対応する未決済ポジションについて、当社が清算参加者に支払うべき変動証拠金等の総額から当社が当該清算参加者から受け取るべき変動証拠金等の総額を控除した額が正数である場合の当該額をいう。）を、各第四階層特別清算料負担参加者に係る利益相当額（破綻認定日から当初損失確定日までの間に、各第四階層特別清算料負担参加者を当事者とするすべての清算対象取引に係る変動証拠金等の受け取るべき額から支払うべき額を控除した額が正数である場合の当該額をいう。）で按分した額を上限として当社が規則で定める額とす

る。

(特別清算料担保金の預託)

第83条の8 清算参加者は、次の各号に掲げる特別清算料担保金の区分に応じて、当該各号に掲げる債務（第2項において「被担保債務」という。）を担保する目的で、当社が規則で定めるところにより、特別清算料担保金を当社に預託しなければならない。

（1） 第三階層特別清算料担保金 第三階層特別清算料の支払債務

（2） 第四階層特別清算料担保金 第四階層特別清算料の支払債務

2 当社は、本業務方法書等の定めるところにより、特別清算料担保金を被担保債務の弁済に充当することができる。

(破綻時証拠金の預託)

第83条の9 清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下この条において同じ。）は、当該清算参加者が清算対象取引に関して当社に対して負担する債務を担保する目的で、破綻時証拠金を当社に預託しなければならない。

2 破綻時証拠金の預託を受けた当社は、本業務方法書等の定めるところにより、破綻時証拠金（破綻時証拠金が代用国債証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額。以下本項において同じ。）を被担保債務の弁済に充当し、又は破綻時証拠金の返還請求権と被担保債務に係る債権とを対当額で相殺することができる。

3 清算参加者の破綻時証拠金所要額は、当社が規則で定める。

4 破綻処理単位期間が終了した時点において、

(新設)

(新設)

<p><u>清算参加者が当社に現に預託している破綻時証拠金があるときは、当該時点をもって、当該破綻時証拠金の全額が当該清算参加者に返還されたものとみなされるとともに、当該破綻時証拠金と同額の国債店頭取引清算基金が当該清算参加者から当社に預託されたものとみなされるものとする。</u></p> <p><u>5 第70条の2及び第70条の8の規定（第70条の8第1項中「当社が定める額を超える額に限る。）とあるのを除く。）は、破綻時証拠金について準用する。</u></p> <p><u>(特別清算料担保金の未払い)</u></p> <p><u>第83条の10 清算参加者が、第83条の8第1項の規定による特別清算料担保金の預託をしない場合には、当該清算参加者について破綻等が認定されたものとみなして、本章の規定を適用する。</u></p> <p><u>(最終損失確定時の調整)</u></p> <p><u>第83条の11 破綻清算参加者の当社に対する金銭支払返還債務及び国債証券引渡し返還債務について、第79条又は80の規定により当社の破綻清算参加者に対する債権の額が確定した場合において、当該債権の額が破綻処理損失の額を上回るときは、当社は、当該債権の額が確定した日において、その超過額に対応する当社の損失を、第83条、第83条の2及び第83条の4から第83条の7までの順序に従い、当該各条に定める方法に準じて補填する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による補填に関し必要な事項は、当社が規則で定める。</u></p> <p><u>(破綻清算参加者からの回収金等の分配)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(不履行参加者からの回収)</u></p>
--	---

第84条 当社は、破綻清算参加者の破綻処理を行った場合において、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる額を、当社が規則で定めるところにより清算参加者（当社が規則で定める者に限る。）に分配する。

(1) 第79条又は第80条の規定による当社の当該破綻清算参加者に対する債権について弁済又は配当を受けたとき 当該弁済又は配当を受けた額

(2) 前号の債権の額が確定した場合において、破綻処理損失の額が当該債権の額を上回るとき その超過額

2 当社は、前項各号に掲げる額の分配を受ける清算参加者が存在しない場合には、当社が規則で定めるところにより当該額の処理を行う。

第6節 雜則

（支払債務の不履行の特例）

第85条 当社は、清算参加者が、あらかじめ書面により、当該清算参加者のシステム障害又は災害の発生その他やむを得ない事由に起因して当該清算参加者の参加者決済に係る支払債務を当該債務の決済时限までに履行することが困難である旨及び当該支払債務の全額の履行につき支障がない旨の届出を行い、かつ、当社が適当と認めた場合には、当該支払債務の不

第84条 当社は、不履行参加者から、前条の規定により補填した損失に係る債権を回収できたときは、同条の規定により追加損失負担金の債務を負担し、履行した（当社が第80条の規定により回収した場合を含む。）清算参加者に対して、その回収額を按分して返還するものとし、第82条の規定により補填した損失に係る債権を回収できたときは、同条の規定により損失負担金の債務を負担し、履行した（当社が第80条の規定により回収した場合を含む。）清算参加者に対して、その回収額を按分して返還するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

第5節 雜則

（支払債務の不履行の特例）

第85条 当社は、清算参加者が、あらかじめ書面により、当該清算参加者のシステム障害又は災害の発生その他やむを得ない事由に起因して当該清算参加者の参加者決済に係る支払債務を当該債務の決済时限までに履行することが困難である旨及び当該支払債務の全額の履行につき支障がない旨の届出を行い、かつ、当社が適当と認めた場合には、当該支払債務の不

<p>履行につき翌日の当社がその都度定める時限まで、<u>破綻等の認定</u>は行わないものとする。ただし、第78条第1項又は第2項各号（第1項第7号を除く。）のいずれかに該当すると当社が認めた場合には、この限りでない。</p>	<p>履行につき翌日の当社がその都度定める時限まで、<u>第78条、第80条及び第81条の規定の適用</u>は行かないものとする。ただし、第78条第1項又は第2項各号（第1項第7号を除く。）のいずれかに該当すると当社が認めた場合には、この限りでない。</p>																								
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>																								
<p>(債券貸借取引に関する基本契約書等との関係) <u>第85条の2 当社と清算参加者との間で締結された債券貸借取引に関する基本契約書その他他の契約の条項と本業務方法書等の規定が抵触する場合には、本業務方法書等の規定が優先する。</u></p>	<p>(新設)</p>																								
<p>(規則への委任) <u>第85条の3 本章に定めるもののほか、清算参加者の破綻処理に関し必要な事項は、当社が規則で定める。</u></p>	<p>(新設)</p>																								
<p>(複数のネットティング口座を開設している清算参加者の特例)</p>	<p>(複数のネットティング口座を開設している清算参加者の特例)</p>																								
<p>第90条 複数のネットティング口座を開設している清算参加者について、次の表の上欄に掲げる規定（本業務方法書において引用する場合を含む。）を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第90条 複数のネットティング口座を開設している清算参加者について、次の表の上欄に掲げる規定（本業務方法書において引用する場合を含む。）を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																								
<table border="1" data-bbox="160 1682 790 1987"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="160 1682 790 1731">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1731 314 1837">第70条</td><td data-bbox="314 1731 610 1837">(略)</td><td data-bbox="610 1731 790 1837">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="160 1837 314 1942">第70条の2</td><td data-bbox="314 1837 610 1942">(略)</td><td data-bbox="610 1837 790 1942">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="160 1942 314 1987">当初証拠金の</td><td data-bbox="314 1942 610 1987">ネットティング口</td><td data-bbox="610 1942 790 1987"></td></tr> </table>	(略)			第70条	(略)	(略)	第70条の2	(略)	(略)	当初証拠金の	ネットティング口		<table border="1" data-bbox="795 1682 1423 1987"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="795 1682 1423 1731">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1731 964 1837">第70条 第1項</td><td data-bbox="964 1731 1261 1837">(略)</td><td data-bbox="1261 1731 1423 1837">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="795 1837 964 1942">同条第2項</td><td data-bbox="964 1837 1261 1942">(略)</td><td data-bbox="1261 1837 1423 1942">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="795 1942 964 1987">当初証拠金が</td><td data-bbox="964 1942 1261 1987">ネットティング口座</td><td data-bbox="1261 1942 1423 1987"></td></tr> </table>	(略)			第70条 第1項	(略)	(略)	同条第2項	(略)	(略)	当初証拠金が	ネットティング口座	
(略)																									
第70条	(略)	(略)																							
第70条の2	(略)	(略)																							
当初証拠金の	ネットティング口																								
(略)																									
第70条 第1項	(略)	(略)																							
同条第2項	(略)	(略)																							
当初証拠金が	ネットティング口座																								

	<u>額が</u>	座ごとの当初証拠金の額が			<u>ごとの当初証拠金が</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
<u>第70条 の3第1項</u>	(略)	(略)	<u>同条第3項</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
<u>第70条 の3第2項</u>	(略)	(略)	<u>同条第4項</u>	(略)	(略)
<u>第70条 の4</u>	(略)	(略)	<u>同条第5項</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>当社が定める 緊急当初証拠 金所要額</u>	<u>ネットディング口 座ごとに当社が 定める緊急当初 証拠金所要額</u>		<u>当社が定める 額</u>	<u>ネットディング口座 ごとに当社が定め る額</u>
<u>第70条 の5</u>	<u>清算参加者が</u>	<u>清算参加者がネ ットディング口座 ごとに</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>第70条 の6</u>	<u>清算参加者は</u>	<u>清算参加者は、ネ ットディング口座 ごとに</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>第70条 の7</u>	<u>清算参加者は</u>	<u>清算参加者は、ネ ットディング口座 ごとに</u>	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>国債店頭取引 清算基金のう ち</u>	<u>ネットディング口 座ごとの国債店 頭取引清算基金 のうち</u>			
	<u>国債店頭取引 清算基金所要 額</u>	<u>ネットディング口 座ごとの国債店 頭取引清算基金 のうち</u>		(新設)	(新設)

		<u>所要額</u>		
<u>第70条</u> <u>の8第1項</u>	(略)	(略)		
(略)				
<u>第79条</u> <u>第1項</u>	(略)	(略)		
	(略)	(略)		
	(略)	(略)		
<u>当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の代用国債証券の利金相当額に係る支払債務</u>	ネッティング口座ごとの当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の代用国債証券の利金相当額に係る支払債務		<u>当初証拠金の代用国債証券の利金相当額に係る支払債務</u>	ネッティング口座ごとの当初証拠金の代用国債証券の利金相当額に係る支払債務
(略)	(略)			
(略)	(略)			
<u>国債店頭取引清算基金金銭預託残高</u>	ネッティング口座ごとの国債店頭取引清算基金金銭預託残高			
<u>破綻時証拠金金銭預託残高</u>	ネッティング口座ごとの破綻時証拠金金銭預託残高			
(略)	(略)			
<u>国債店頭取引清算基金代用預託残高</u>	ネッティング口座ごとの国債店頭取引清算基金代用預託残高			

	<u>破綻時証拠金代用預託残高</u>	<u>ネッティング口座ごとの破綻時証拠金代用預託残高</u>		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
第 8 0 条 第 1 項	(略)		第 8 0 条 第 1 項	(略)	
同条第 2 項	(略)	(略)	同条第 2 項	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>国債店頭取引清算基金代用預託残高に係る返還債務</u>	<u>ネッティング口座ごとの清算参加者に対する国債店頭取引清算基金代用預託残高に係る返還債務</u>		(新設)	(新設)
	<u>破綻時証拠金代用預託残高に係る返還債務</u>	<u>ネッティング口座ごとの清算参加者に対する破綻時証拠金代用預託残高に係る返還債務</u>		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
第 8 0 条 の 5 第 1 項	<u>未決済資金ポジション</u>	<u>ネッティング口座ごとの未決済資金ポジション</u>		(新設)	
	<u>支払債務</u>	<u>ネッティング口座ごとの支払債務</u>			

	<u>未決済証券ポジション</u>	ネッティング口座ごとの未決済証券ポジション	
	<u>証券決済債務</u>	ネッティング口座ごとの証券決済債務	
	<u>国債証券引渡債務</u>	ネッティング口座ごとの国債証券引渡債務	
	<u>一の債務</u>	ネッティング口座ごとの一の債務	
<u>第83条 の2第1 項第3号</u>	<u>当社に預託した国債店頭取引清算基金</u>	当社に預託したネッティング口座ごとの国債店頭取引清算基金	(新設)
	<u>負担割合</u>	ネッティング口座ごとの負担割合	
	<u>原取引按分清算参加者第二階層負担限度額</u>	ネッティング口座ごとの原取引按分清算参加者第二階層負担限度額	
	<u>国債店頭取引清算基金所要額</u>	ネッティング口座ごとの国債店頭取引清算基金所要額	
<u>同条第1 項第5号</u>	<u>当社に預託した国債店頭取引清算基金</u>	当社に預託したネッティング口座ごとの国債店頭取引清算基金	(新設)
	<u>清算基金所要額按分清算参</u>	ネッティング口座ごとの清算基	

	<u>加者第二階層 負担限度額</u>	<u>金所要額按分清 算参加者第二階 層負担限度額</u>	
	<u>国債店頭取引 清算基金所要 額</u>	<u>ネッティング口 座ごとの国債店 頭取引清算基金 所要額</u>	
<u>同条第2 項</u>	<u>当社に預託し た国債店頭取 引清算基金</u>	<u>当社に預託した ネッティング口 座ごとの国債店 頭取引清算基金</u>	(新設)
<u>第83条 の3</u>	<u>国債店頭取引 清算基金所要 額</u>	<u>ネッティング口 座ごとの国債店 頭取引清算基金 所要額</u>	(新設)
	<u>当社に預託し ている国債店 頭取引清算基 金</u>	<u>当社に預託して いるネッティン グ口座ごとの国 債店頭取引清算 基金</u>	
	<u>当該各清算参 加者は</u>	<u>当該各清算参加 者は、ネッティン グ口座ごとに</u>	
<u>第83条 の4</u>	<u>当社が規則で 定める額</u>	<u>ネッティング口 座ごとに当社が 規則で定める額</u>	(新設)
<u>第83条 の5</u>	<u>当社に預託し た国債店頭取 引清算基金</u>	<u>当社に預託した ネッティング口 座ごとの国債店 頭取引清算基金</u>	(新設)
	<u>原取引按分清 算参加者第二 階層負担限度 額</u>	<u>ネッティング口 座ごとの原取引 按分清算参加者 第二階層負担限</u>	

		<u>度額</u>	
<u>第83条 の6</u>	<u>当社が定めた</u>	<u>ネッティング口座ごとに当社が定めた</u>	(新設)
	<u>原取引按分清算参加者第二階層負担限度額</u>	<u>ネッティング口座ごとの原取引按分清算参加者第二階層負担限度額</u>	
<u>第83条 の7</u>	<u>変動証拠金等</u>	<u>ネッティング口座ごとの変動証拠金等</u>	(新設)
	<u>利益相当額</u>	<u>ネッティング口座ごとの利益相当額</u>	
	<u>当社が規則で定める額</u>	<u>当社がネッティング口座ごとに規則で定める額</u>	
<u>第83条 の8</u>	<u>清算参加者は</u>	<u>清算参加者は、ネッティング口座ごとに</u>	(新設)
<u>第83条 の9第1項</u>	<u>清算参加者(破綻清算参加者を除く。以下この条において同じ。)は</u>	<u>清算参加者(破綻清算参加者を除く。以下この条において同じ。)は、ネッティング口座ごとに</u>	(新設)
<u>同条第3項</u>	<u>破綻時証拠金所要額</u>	<u>ネッティング口座ごとの破綻時証拠金所要額</u>	(新設)
<u>同条第4項</u>	<u>終了した時点において</u>	<u>終了した時点において、ネッティング口座ごとに</u>	(新設)

2・3 (略)

2・3 (略)

<p>4 清算参加者が当初証拠金グループを設定している場合には、第70条から第70条の8まで、第73条、第78条、第80条及び第80条の2から第80条の8までの規定は、一の当初証拠金グループを一のネットティング口座とみなして適用する。</p> <p>(他の清算業務における国債店頭取引清算業務に係る余剰担保の利用)</p> <p>第95条 当社は、<u>破綻清算参加者</u>から預託を受けた国債店頭取引清算業務に係る余剰担保（<u>破綻清算参加者が国債店頭取引清算業務に関して当社に対して返還請求権を有する当初証拠金その他の担保のうち、本業務方法書（本業務方法書に基づく規則を含む。）の定めるところにより破綻清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るもの</u>をいう。）を、他の清算業務に係る業務方法書の定めるところにより<u>破綻清算参加者の当社に対する他の債務の弁済に充当する</u>ことができる。</p> <p>(国債店頭取引運営委員会)</p> <p>第100条 当社は、前条に規定する本業務方法書等の変更を行おうとする場合において、当該変更が次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該変更を行うことの適否につき、国債店頭取引運営委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。ただし、当該変更の内容が軽微なものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2章第4節に規定する<u>清算参加者の申請による国債店頭取引清算資格の喪失</u>に</p>	<p>4 清算参加者が当初証拠金グループを設定している場合には、第70条、第73条、第78条及び第80条の規定は、一の当初証拠金グループを一のネットティング口座とみなして適用する。</p> <p>(他の清算業務における国債店頭取引清算業務に係る余剰担保の利用)</p> <p>第95条 当社は、<u>第78条又は第79条の適用を受けた清算参加者</u>から預託を受けた国債店頭取引清算業務に係る余剰担保（<u>当該清算参加者が国債店頭取引清算業務に関して当社に対して返還請求権を有する当初証拠金その他の担保のうち、本業務方法書（本業務方法書に基づく規則を含む。）の定めるところにより当該清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るもの</u>をいう。）を、他の清算業務に係る業務方法書の定めるところにより<u>当該清算参加者の当社に対する他の債務の弁済に充当する</u>ことができる。</p> <p>(国債店頭取引運営委員会)</p> <p>第100条 当社は、前条に規定する本業務方法書等（<u>本業務方法書及び本業務方法書に基づく規則をいう。以下この項において同じ。）</u>の変更を行おうとする場合において、当該変更が次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該変更を行うことの適否につき、国債店頭取引運営委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。ただし、当該変更の内容が軽微なものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第2章第4節に規定する国債店頭取引清算資格の喪失に関する事項</p>
--	--

<p>関する事項</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 第9章に規定する当初証拠金及び国債 店頭取引清算基金に関する事項</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年10月14日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年10月14日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに關し必要な事項については、当社がその都度定める。</p>	<p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 第9章に規定する当初証拠金に関する事項</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(国債店頭取引清算資格の喪失申請) 第8条 (略) 2 前項に規定する国債店頭取引清算資格喪失申請書には、 <u>国債店頭取引清算資格の喪失にあたり当社が必要と認める書類を添付しなければならない。</u> (削る)	(国債店頭取引清算資格の喪失申請) 第8条 (略) 2 前項に規定する国債店頭取引清算資格喪失申請書には、 <u>次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (1) <u>国債店頭取引清算資格の喪失に係る日程表</u> (2) <u>その他当社が必要と認める書類</u>
(代理人の承認手続) 第11条 清算参加者は、業務方法書第40条第4項（同第41条第3項及び同第42条第6項の規定により準用される場合を含む。）、同第43条第3項、同第48条第2項（同第51条第4項及び同第56条第2項の規定により準用される場合を含む。）、同第69条第2項（同第57条第2項、同第59条第2項、同第60条第2項、同第62条第2項及び同第63条第2項の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ。）及び <u>同第70条の8</u> に規定する代理人の承認を得ようとする場合には、当社が定める事項を記載した申請書を当社に提出し、当社の承認を得なければならない。この場合において、同第69条第2項及び <u>同第70条の8</u> に規定する金銭の授受の代理人は、銀行であることを要するものとする。	(代理人の承認手続き) 第11条 清算参加者は、業務方法書第40条第4項（同第41条第3項及び同第42条第6項の規定により準用される場合を含む。）、同第43条第3項、同第48条第2項（同第51条第4項及び同第56条第2項の規定により準用される場合を含む。）、同第69条第2項（同第57条第2項、同第59条第2項、同第60条第2項、同第62条第2項及び同第63条第2項の規定により準用される場合を含む。以下この条において同じ。）及び <u>同第70条第11項</u> に規定する代理人の承認を得ようとする場合には、当社が定める事項を記載した申請書を当社に提出し、当社の承認を得なければならない。この場合において、同第69条第2項及び <u>同第70条第11項</u> に規定する金銭の授受の代理人は、銀行であることを要するものとする。
(当初証拠金及び国債店頭取引清算基金の金銭の取扱い)	(当初証拠金の金銭の取扱い)

第22条 業務方法書第70条の2及び第70条の4第1項並びに第70条の6に規定する金銭の預託は、日本銀行当座預金取引における清算参加者の当座勘定（業務方法書第70条第1項の定めるところにより代理人を通じて同条第2項及び第5項に規定する金銭の預託を行う場合には、当該代理人の当座勘定。以下この条において同じ。）から当社の当座勘定への振替により行うものとする。

2 前項の定めるところにより預託された金銭に係る業務方法書第70条の3第1項及び第70条の7第1項に規定する返還は、日本銀行当座預金取引における当社の当座勘定から清算参加者の当座勘定への振替により行うものとする。

(緊急当初証拠金の取扱い)

第23条 業務方法書第70条の4第1項に規定する当社が定める基準は、長期国債先物取引（株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）が定める長期国債標準物に関する国債証券に係る法第2条第21項第1号に掲げる取引をいう。以下同じ。）のうち中心限月取引（最も流動性が高いものとして当社が定める限月取引をいう。）について、午前立会終了時の約定値段と前日の午後立会終了時の約定値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合とする。

2 業務方法書第70条の4第1項に規定する緊急当初証拠金所要額は、国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第2条に規定

第22条 業務方法書第70条第2項及び第5項に規定する金銭の預託は、日本銀行当座預金取引における清算参加者の当座勘定（業務方法書第70条第11項の定めるところにより代理人を通じて同条第2項及び第5項に規定する金銭の預託を行う場合には、当該代理人の当座勘定。以下この条において同じ。）から当社の当座勘定への振替により行うものとする。

2 前項の定めるところにより預託された金銭に係る業務方法書第70条第3項に規定する返還は、日本銀行当座預金取引における当社の当座勘定から清算参加者の当座勘定への振替により行うものとする。

(当初証拠金を当日に預託する場合の取扱い)

第23条 業務方法書第70条第5項に規定する当社が定める基準は、長期国債先物取引（株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）が定める長期国債標準物に関する国債証券に係る法第2条第21項第1号に掲げる取引をいう。以下同じ。）のうち中心限月取引（最も流動性が高いものとして当社が定める限月取引をいう。）について、午前立会終了時の約定値段（大阪取引所が定めるところにより気配表示された気配値段を含む。）と前日の午後立会終了時の約定値段（大阪取引所が定めるところにより気配表示された気配値段を含む。）との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合とする。

2 業務方法書第70条第5項に規定する当社が定める額は、国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第2条に規定する各清算

する各清算参加者の当初証拠金基礎所要額（業務方法書第6条第2項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者にあっては、当該清算参加者の当初証拠金基礎所要額に当該清算参加者の親会社の当初証拠金基礎所要額を加算した額、同項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者の親会社である清算参加者にあっては、当該親会社の当初証拠金基礎所要額に同項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者（当該親会社が同項に規定する保証をする者に限る。）の当初証拠金基礎所要額を加算した額）に当社があらかじめ定めた率を乗じた額とする。

3～5 (略)

6 業務方法書第70条の4第2項に規定する当社が定める時刻は、大阪取引所における長期国債先物取引の午前立会終了時とする。

(代用国債証券の取扱い)

第24条 業務方法書第70条の8第1項に規定する当社が定める額は、5億円とする。

2 業務方法書第70条の8第1項に規定する国債証券の預託は、振替法に基づき日本銀行に設けられた清算参加者の口座（第70条の9の定めるところにより代理人を通じて代用国債証券の預託を行う場合には、当該代理人の口座。以下この条において同じ。）から当社の口座への振替により行うものとする。この場合において、清算参加者は、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）及び償還期日前3日間（銀行休業日を除外する。）においては当該国債証券の預託を行うことができない。

参加者の当初証拠金基礎所要額（業務方法書第6条第2項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者にあっては、当該清算参加者の当初証拠金基礎所要額に当該清算参加者の親会社の当初証拠金基礎所要額を加算した額、同項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者の親会社である清算参加者にあっては、当該親会社の当初証拠金基礎所要額に同項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者（当該親会社が同項に規定する保証をする者に限る。）の当初証拠金基礎所要額を加算した額）に当社があらかじめ定めた率を乗じた額とする。

3～5 (略)

6 業務方法書第70条第6項に規定する当社が定める時刻は、大阪取引所における長期国債先物取引の午前立会終了時とする。

(当初証拠金の代用国債証券の取扱い)

第24条 業務方法書第70条第7項に規定する当社が定める額は、5億円とする。

2 業務方法書第70条第7項に規定する国債証券の預託は、振替法に基づき日本銀行に設けられた清算参加者の口座（同条第11項の定めるところにより代理人を通じて同条第7項に規定する代用国債証券の預託を行う場合には、当該代理人の口座。以下この条において同じ。）から当社の口座への振替により行うものとする。この場合において、清算参加者は、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）及び償還期日前3日間（銀行休業日を除外する。）においては当該国債証券の預託を行うことができない。

<p>3 前項の定めるところにより預託された国債証券に係る業務方法書<u>第70条の3</u>第1項及び<u>第70条の7</u>第1項に規定する返還は、振替法に基づき日本銀行に設けられた当社の口座から清算参加者の口座への振替により行うものとする。この場合において、清算参加者は、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）及び償還期日前3日間（銀行休業日を除外する。）においては当該国債証券の返還の請求を行うことができない。</p> <p>4 業務方法書<u>第70条の8</u>第1項に規定する当社が定める国債証券は、第2条第1項に規定する国債証券とする。</p> <p>5 業務方法書<u>第70条の8</u>第2項に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る利回りの平均値により、預託日を基準として算出する価格（当該銘柄が変動利付国債である場合にあっては、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち価格の平均値）とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(4) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 代用国債証券の評価額は、当該国債証券について、業務方法書<u>第70条の8</u>第2項に規定する代用価格により評価した額（円位未満は切り捨てる。）に、預託日までの日数（休業日を含む。）に応じた経過利子（円位未満は切り捨てる。）を加算した額とする。</p> <p>(決済不履行時の資金調達の取扱い) 第25条 (略)</p>	<p>3 前項の定めるところにより預託された国債証券に係る業務方法書<u>第70条第3項</u>に規定する返還は、振替法に基づき日本銀行に設けられた当社の口座から清算参加者の口座への振替により行うものとする。この場合において、清算参加者は、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）及び償還期日前3日間（銀行休業日を除外する。）においては当該国債証券の返還の請求を行うことができない。</p> <p>4 業務方法書<u>第70条第7項</u>に規定する当社が定める国債証券は、第2条第1項に規定する国債証券とする。</p> <p>5 業務方法書<u>第70条第8項</u>に規定する当社が定める時価は、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る利回りの平均値により、預託日を基準として算出する価格（当該銘柄が変動利付国債である場合にあっては、預託日の日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち価格の平均値）とし、当社が定める率については、次の各号に掲げる国債証券の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(4) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 代用国債証券の評価額は、当該国債証券について、業務方法書<u>第70条第8項</u>に規定する代用価格により評価した額（円位未満は切り捨てる。）に、預託日までの日数（休業日を含む。）に応じた経過利子（円位未満は切り捨てる。）を加算した額とする。</p> <p>(決済不履行時の資金調達の取扱い) 第25条 (略)</p>
---	---

<p>2・3 (略)</p> <p>4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基礎負担倍率</p> <p>基準調達額を第1項第1号に規定する方法に準じて各清算参加者に割り当てた場合に平均当初証拠金所要額の大きい順に上位20先の清算参加者に対する割当額が同一となるときの当該割当額を、当該20先のうち平均当初証拠金所要額が最低である清算参加者の平均当初証拠金所要額で除して得た数値をもとに当社が定める数値をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 基礎負担倍率</p> <p>基準調達額を第1項第1号に規定する方法に準じて各清算参加者に割り当てた場合に平均当初証拠金所要額の大きい順に上位20先の清算参加者に対する割当額が同一となるときの当該割当額を、当該20先のうち平均当初証拠金所要額が最低である清算参加者の平均当初証拠金所要額で除して得た数値(小数点以下第1位未満は四捨五入する。)をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p><u>第27条から第30条まで 削除</u></p>	<p><u>(損失負担金の取扱い)</u></p> <p><u>第27条 業務方法書第82条第1項に規定する当社が定める清算参加者は、不履行参加者を当事者とし、不履行発生日を決済日等とする清算対象取引(当該清算対象取引に係る決済が行われたものを除く。)、決済日等が到来していない清算対象取引、同第51条の規定によるフェイルに係る清算対象取引又は同第85条の規定により不履行となっている支払債務に係る清算対象取引の相手方である者とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する清算参加者に、業務方法書第82条第1項の規定により不履行損失を按分する場合には、前項に規定する清算対象取引について当社が業務方法書第44条第1項及び同第45条第1項の規定により引き受けた債務の額(現金担保付債券貸借取引等に係る利金相当額支払債務、現先取引等に係る利金相当額支払債務及び当初現先取引等の終了に係る利金相当額支払債務を除く。)の合計額で按分す</u></p>

るものとする。

3 清算参加者が合併した場合その他当社が必要と認めた場合には、当社がその都度定める金額を前項の合計額とする。

(当社が負担する損失額)

第28条 業務方法書第83条第1項に規定する当社が定める額は、国債店頭取引決済保証準備金の100分の25の金額とする。ただし、当社が必要と認める場合は、国債店頭取引決済保証準備金を上限として当該金額を変更することができる。

(国債店頭取引決済保証準備金の積立て等)

第29条 当社は、各事業年度の終了後、国債店頭取引清算業務に係る利益のうち当社がその都度定める額を、国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。

2 業務方法書等の定めるところにより国債店頭取引決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、その取り崩された額を国債店頭取引決済保証準備金の積立額から減じる。

(追加損失負担金の取扱い)

第30条 業務方法書第83条第3項の規定により同項に規定する超過額を不履行発生日の清算参加者に按分する場合には、当該超過額を、不履行発生日の清算参加者に各清算参加者1億円を上限として均等に按分するものとし、なお補填し得ない損失がある場合には、当該補填し得ない損失を不履行発生日の前日における各清算参加者の当初証拠金所要額で按分するものとする。

2 清算参加者が合併した場合その他当社が必

	<p><u>要と認めた場合には、当社がその都度定める金額を前項に規定する当初証拠金所要額とする。</u></p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年10月14日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年10月14日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。</p>	

国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(担保管理事務手数料) 第7条 (略) 2 前項に規定する担保管理事務手数料は、清算参加者からの請求に基づいて当社が行う当初証拠金の返還及び国債店頭取引清算基金の返還の件数に200円を乗じて得た金額とする。	(担保管理事務手数料) 第7条 (略) 2 前項に規定する担保管理事務手数料は、清算参加者からの請求に基づいて当社が行う当初証拠金の返還の件数に200円を乗じて得た金額とする。
(証明書発行手数料) 第9条 清算参加者は、 <u>当初証拠金残高証明書</u> 、 <u>国債店頭取引清算基金残高証明書</u> 、 <u>変動証拠金残高証明書</u> 及び <u>Web端末関連登録情報証明書</u> の交付を受けた場合には、1通につき3,000円の証明書発行手数料を当社に納入しなければならない。 (削る)	(証明書発行手数料) 第9条 清算参加者は、証明書発行手数料を当社に納入しなければならない。 2 前項に規定する証明書発行手数料は、次の各号に掲げる証明書ごとに当該各号に定める手数料の合計額とする。 (1) <u>当初証拠金残高証明書</u> 1通につき、3,000円 (2) <u>その他の証明書</u> <u>当社が証明書ごとに別に定める金額</u>
付 則	
この改正規定は、平成26年10月14日から施行する。	

国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(当初証拠金所要額)	(当初証拠金所要額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、新たに清算資格を取得した者の <u>当初証拠金所要額</u> は、その者の会社規模、その取引実績及び見込み、清算資格の取得の申請を行った日における各清算参加者の当初証拠金所要額を合計した額を清算参加者数で除して得た金額等を勘案のうえ、当社がその都度定める額とし、当社が必要と認める期間これを適用する。	2 前項の規定にかかわらず、新たに清算資格を取得した者が <u>預託すべき</u> 当初証拠金所要額は、その者の会社規模、その取引実績及び見込み、清算資格の取得の申請を行った日における各清算参加者の当初証拠金所要額を合計した額を清算参加者数で除して得た金額等を勘案のうえ、当社がその都度定める額とし、当社が必要と認める期間これを適用する。
(当初証拠金所要額の変更)	(当初証拠金所要額の変更)
第3条 当社は、清算参加者が次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、前条の規定にかかわらず、当社が必要と認める期間、当該清算参加者の当初証拠金所要額（第2号に該当することとなった場合には信託口に係るものと除く。）を <u>引き上げ</u> ることができる。 (1) 清算参加者が、業務方法書第7条第1項第2号a (b) 又はb (b) に規定する基準を満たさなくなった場合において、当社が必要と認めるとき。 (2) (略)	第3条 当社は、清算参加者が次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、前条の規定にかかわらず、当社が必要と認める期間、当該清算参加者の当初証拠金所要額（第2号に該当することとなった場合には信託口に係るものと除く。）を <u>増額</u> することができる。 (1) 清算参加者が、業務方法書第7条第1項第2号a (b) <u>若しくは</u> (c) 又はb (b) <u>若しくは</u> (c) に規定する基準を満たさなくなった場合において、当社が必要と認めるとき。 (2) (略)
2 当社は、信託の受託者である清算参加者の信託口の当初証拠金基礎所要額（複数の信託口を開設している清算参加者にあっては当該清算参加者の信託口の当初証拠金基礎所要額の合計額）が、当該清算参加者が受託する信託財産残高における国債残高に1から別表第1項第2号a (a) に定める <u>時価変動リスクファクタ</u>	2 当社は、信託の受託者である清算参加者の信託口の当初証拠金基礎所要額（複数の信託口を開設している清算参加者にあっては当該清算参加者の信託口の当初証拠金基礎所要額の合計額）が、当該清算参加者が受託する信託財産残高における国債残高に1から別表第1項第2号a (a) に定める <u>銘柄別リスクファクター</u>

二のうち最大のものを100で除した値を差し引いた値を乗じた額に当社が定める率を乗じた額以上となったときは、前条の規定にかかわらず、当社が必要と認める期間、当該清算参加者の信託口の当初証拠金所要額（複数の信託口を開設している清算参加者にあっては当該清算参加者の信託口ごとの当初証拠金所要額）を引き上げることができる。

3 (略)

(複数のネットティング口座を開設している清算参加者の特例)

第4条 複数のネットティング口座を開設している清算参加者について、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第2条 第2項	(略)	(略)
<u>新たに清算資格を取得した者</u> の <u>当初証拠金所要額</u>	<u>新たに清算資格を取得した者</u> の <u>ネットティング口座ごとの当初証拠金所要額</u>	
(略)		

2~4 (略)

別表 当初証拠金基礎所要額の算出に関する表

1 各清算参加者の当初証拠金基礎所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。

当初証拠金基礎所要額

$$= \text{F O S 決済に係る当初証拠金所要額} + \text{国債DVP決済に係る当初証拠}$$

のうち最大のものを100で除した値を差し引いた値を乗じた額に当社が定める率を乗じた額以上となったときは、前条の規定にかかわらず、当社が必要と認める期間、当該清算参加者の信託口の当初証拠金所要額（複数の信託口を開設している清算参加者にあっては当該清算参加者の信託口ごとの当初証拠金所要額）を増額することができる。

3 (略)

(複数のネットティング口座を開設している清算参加者の特例)

第4条 複数のネットティング口座を開設している清算参加者について、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第2条 第2項	(略)	(略)
<u>預託すべき</u> 当 <u>初証拠金所要額</u>	<u>預託すべき</u> ネットティング口座ごとの当初証拠金所要額	
(略)		

2~4 (略)

別表 当初証拠金基礎所要額の算出に関する表

1 各清算参加者の当初証拠金基礎所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。

当初証拠金基礎所要額

$$= \text{F O S 決済に係る当初証拠金所要額} + \text{国債DVP決済に係る当初証拠}$$

<p><u>金所要額 + 市場インパクト・チャージ所要額</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債D V P決済に係る当初証拠金所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。</p> <p>国債D V P決済に係る当初証拠金所要額 $= \text{国債の再構築コスト相当額} + \text{レポレート変動リスク相当額}$</p> <p>a 国債の再構築コスト相当額は、国債の再構築コストに係るP OMA、国債の再構築コストに係る平均P OMA、国債の再構築コストに係る調整P OMA及び国債の再構築コスト下限額のうち最大の額とする。</p> <p>(a) 国債の再構築コストに係るP OMAは、<u>清算対象取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量に当該銘柄の時価変動リスクファクター（国債の再構築コストを算出するために過去250日間における日々の銘柄別の時価の3日間の変動率の99%をカバーする水準として当社が定める値をいう。以下同じ。）</u>を乗じた金額を全銘柄について算出し、当社が各銘柄を残存年限ごとに分類し定める相殺カテゴリーの組合せごとに当社が定める相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額とする。この場合において、当社は、<u>時価変動リスクファクター、相殺カテゴリー及び相殺比率について毎週見直しを行い</u></p>	<p><u>金所要額</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国債D V P決済に係る当初証拠金所要額は、次の計算式により計算して得た額とする。</p> <p>国債D V P決済に係る当初証拠金所要額 $= \text{国債の再構築コスト相当額} + \text{レポレート変動リスク相当額}$</p> <p>a 国債の再構築コスト相当額は、国債の再構築コストに係るP OMA、国債の再構築コストに係る平均P OMA、国債の再構築コストに係る調整P OMA及び国債の再構築コスト下限額のうち最大の額とする。</p> <p>(a) 国債の再構築コストに係るP OMAは、当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量に<u>当社が定める国債の再構築コストに係る銘柄別リスクファクター</u>を乗じた金額を全銘柄について算出し、当社が各銘柄を残存年限ごとに分類し定める相殺カテゴリーの組合せごとに当社が定める相殺割合に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額とする。この場合において、当社は、<u>国債の再構築コストに係る銘柄別リスクファクター、相殺カテゴリー及び相殺割合について毎月見直しを行い清算参加者に通知するものとし、その月の5日目の日の計算から適用する</u>。ただし、当社が必要と認める場合は、<u>国債の再構築コストに係る銘柄</u></p>
--	--

<p>清算参加者に通知するものとし、<u>通知日</u> <u>の翌週の初日（休業日に当たるときは、</u> <u>順次繰り下げる。）</u>の計算から適用する。 ただし、当社が必要と認める場合は、<u>時 価変動リスクファクター</u>、相殺カテゴリー 及び相殺比率について臨時に変更す ることができる。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 国債の再構築コストに係る調整 P OMAは、計算日の翌日（休業日に当た るときは、順次繰り下げる。）の<u>清算対 象取引に係る当該清算参加者の銘柄ご との引渡数量と受領数量の差引数量を 対象外として前（a）の規定により算出 された額とする。</u></p> <p>(d) 国債の再構築コスト下限額は、<u>清 算対象取引に係る当該清算参加者の銘 柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差 引数量に前（a）に規定する時価変動リ スクファクターを乗じた金額を算出し、 すべての銘柄について合算した額に 1 00 分の 10 を乗じた額とする。</u></p> <p>b レポレート変動リスク相当額は、レポレ ート変動リスクに係る POMA、レポレー ト変動リスクに係る平均 POMA 及びレ ポレート変動リスク下限額のうち最大 の額とする。</p> <p>(a) レポレート変動リスクに係る POMA は、<u>清算対象取引に係る当該清算参 加者の銘柄ごと決済日等ごとの総引渡 数量と総受領数量の差引数量の時価評 価額（計算日の翌日（休業日に当たると</u></p>	<p><u>別リスクファクター</u>、相殺カテゴリー及 び相殺割合について臨時に変更するこ とができる。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 国債の再構築コストに係る調整 P OMAは、計算日の翌日（休業日に当た るときは、順次繰り下げる。）の当該清 算参加者の銘柄ごとの引渡数量と受領 数量の差引数量を対象外として前（a） の規定により算出された額とする。</p> <p>(d) 国債の再構築コスト下限額は、当 該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量 と総受領数量の差引数量に前（a）に規 定する<u>国債の再構築コストに係る銘柄 別リスクファクター</u>を乗じた金額を算 出し、すべての銘柄について合算した額 に 100 分の 10 を乗じた額とする。</p> <p>b レポレート変動リスク相当額は、レポレ ート変動リスクに係る POMA、レポレー ト変動リスクに係る平均 POMA 及びレ ポレート変動リスク下限額のうち最大 の額とする。</p> <p>(a) レポレート変動リスクに係る POMA は、当該清算参加者の銘柄ごと決済 日等ごとの総引渡数量と総受領数量の 差引数量の時価評価額（計算日の翌日 （休業日に当たるときは、順次繰り下げる）</p>
---	---

きは、順次繰り下げる。) 付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る利回りの平均値により、計算日のレギュラー受渡日（計算日から起算して3日目の日（当該日が利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）に該当する場合は利払期日、当該日が償還期日前3日間（銀行休業日を除外する。）に該当する場合は償還期日）をいう。）を基準として算出する価格（当該銘柄が変動利付国債である場合にあっては、計算日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち価格の平均値、当該銘柄が計算日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）付で日本証券業協会から売買参考統計値が発表されない銘柄である場合にあっては、当社がその都度定める価格）により評価した額に、計算日のレギュラー受渡日までの日数（休業日を含む。）に応じた経過利子（額面総額に国債証券の利率を乗じて算出した額について日割をもって計算した額をいう。）を加算した額をいう。）にレポレート変動リスクファクター（レポレート変動リスクを算出するために当社が定める値をいう。以下同じ。）を乗じた額に、計算日のレギュラー受渡日の翌日から決済日等までの日数（休業日を含む。）を365で除した数値（決済日等が計算日のレギュラー受渡日より前の場合には決済日等から計算日のレギュラー受渡日の前日までの日数（休業日を含む。）

る。）付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る利回りの平均値により、計算日のレギュラー受渡日（計算日から起算して3日目の日（当該日が利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）に該当する場合は利払期日、当該日が償還期日前3日間（銀行休業日を除外する。）に該当する場合は償還期日）をいう。）を基準として算出する価格（当該銘柄が変動利付国債である場合にあっては、計算日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち価格の平均値、当該銘柄が計算日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）付で日本証券業協会から売買参考統計値が発表されない銘柄である場合にあっては、当社がその都度定める価格）により評価した額に、計算日のレギュラー受渡日までの日数（休業日を含む。）に応じた経過利子（額面総額に国債証券の利率を乗じて算出した額について日割をもって計算した額をいう。）を加算した額をいう。）に当社が定めるレポレート変動リスクに係る銘柄別リスクファクターを乗じた額に、計算日のレギュラー受渡日の翌日から決済日等までの日数（休業日を含む。）を365で除した数値（決済日等が計算日のレギュラー受渡日より前の場合には決済日等から計算日のレギュラー受渡日の前日までの日数（休業日を含む。）を365で除した数値、決算日等が計算日のレギュラー受渡日の場合

<p>を365で除した数値、決算日等が計算日のレギュラー受渡日の場合にはゼロ)を乗じた金額(以下「レポレート変動リスクグロス金額」という。)について、銘柄ごとに、決済日等が計算日のレギュラー受渡日以降である引渡しに係るレポレート変動リスクグロス金額と決済日等が計算日のレギュラー受渡日より前である受領に係るレポレート変動リスクグロス金額の合計額と決済日等が計算日のレギュラー受渡日以降である受領に係るレポレート変動リスクグロス金額と決済日等が計算日のレギュラー受渡日より前である引渡しに係るレポレート変動リスクグロス金額の合計額の差引額を算出し、当該差引額をすべての銘柄について合算した額とする。この場合において、当社は、<u>レポレート変動リスクファクター</u>について毎月見直しを行い清算参加者に通知するものとし、その月の5日目の日の計算から適用する。ただし、当社が必要と認める場合は、<u>レポレート変動リスクファクター</u>について臨時に変更することができる。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) レポレート変動リスク下限額は、<u>清算対象取引に係る</u>当該清算参加者の銘柄ごと決済日等ごとのレポレート変動リスクグロス金額について、すべての銘柄すべての決済日等について合算した額に100分の10を乗じた額とする。</p> <p>(3) 市場インパクト・チャージ所要額は、</p>	<p>にはゼロ)を乗じた金額(以下「レポレート変動リスクグロス金額」という。)について、銘柄ごとに、決済日等が計算日のレギュラー受渡日以降である引渡しに係るレポレート変動リスクグロス金額と決済日等が計算日のレギュラー受渡日より前である受領に係るレポレート変動リスクグロス金額の合計額と決済日等が計算日のレギュラー受渡日以降である受領に係るレポレート変動リスクグロス金額と決済日等が計算日のレギュラー受渡日より前である引渡しに係るレポレート変動リスクグロス金額の合計額の差引額を算出し、当該差引額をすべての銘柄について合算した額とする。この場合において、当社は、<u>レポレート変動リスク</u>に係る銘柄別<u>リスクファクター</u>について毎月見直しを行い清算参加者に通知するものとし、その月の5日目の日の計算から適用する。ただし、当社が必要と認める場合は、<u>レポレート変動リスク</u>に係る銘柄別<u>リスクファクター</u>について臨時に変更することができる。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) レポレート変動リスク下限額は、当該清算参加者の銘柄ごと決済日等ごとのレポレート変動リスクグロス金額について、すべての銘柄すべての決済日等について合算した額に100分の10を乗じた額とする。</p>
--	--

清算対象取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの総引渡数量と総受領数量の差引数量に当該銘柄のベース・ポイント・バリュー及び当社が定める銘柄別基準スプレッドを乗じた金額（対象銘柄が変動利付国債の場合にあっては、総引渡数量と総受領数量の差引数量に銘柄別基準スプレッドを乗じた金額）を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。この場合において、当社は、銘柄別基準スプレッドについて毎年1月、4月、7月及び10月の初日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）を基準とする清算参加者からの申告に基づき見直しを行い清算参加者に通知するものとし、その月の10日目の日の計算から適用する。ただし、当社が必要と認める場合は、銘柄別基準スプレッドについて臨時に変更することができる。

- 2 複数のネットティング口座を開設している清算参加者について、別表中、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
<u>第1項第 3号</u>	<u>当該清算 参加者の</u>	<u>当該清算参加者のネ ッティング口座ごと に、</u>

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年10月14日から施行する。ただし、別表「当初証拠金基礎所要額の算出に関する表」1の市場インパクト・チャージを加える部分は、平成27年1月19日の計算から適用する。

- 2 複数のネットティング口座を開設している清算参加者について、別表中、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
(新設)	

2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年10月14日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。

国債店頭取引清算基金所要額に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第70条の5の規定に基づき、国債店頭取引清算基金所要額を定める。

(国債店頭取引清算基金所要額)

第2条 各清算参加者の国債店頭取引清算基金所要額は、清算参加者ごとに別表「国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表」により算出される額（以下「国債店頭取引清算基金基礎所要額」という。）と1億円のいずれか大きい額とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに清算資格を取得した者の国債店頭取引清算基金所要額は、別表「国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表」第2項に規定する担保超過リスク額が上位である清算参加者2社の担保超過リスク額の合計額に、国債店頭取引に係る当初証拠金所要額に関する規則第2条第2項の規定に基づき当社が定める当初証拠金所要額の全清算参加者の当初証拠金基礎所要額の合計額に占める比率を乗じた額を勘案のうえ、当社がその都度定める額とし、当社が必要と認める期間これを適用する。

(複数のネットティング口座を開設している清算参加者の特例)

第3条 複数のネットティング口座を開設している清算参加者について、前条の規定を適用する場合には、同条中「各清算参加者の」とあるのは「各清算参加者のネットティング口座ごとの」と、「清算参加者ごとに」とあるのは「清算参加者のネットティング口座ごとに」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 清算参加者が当初証拠金グループを設定している場合には、一の当初証拠金グループを一のネットティング口座とみなしてこの規則を適用する。

付 則

- 1 この規則は、平成26年10月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この規則を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年10月14日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この規則の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。

別表

国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表

- 1 各清算参加者の国債店頭取引清算基金基礎所要額は、国債店頭取引清算基金算出日（毎週最終日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）をいう。以下同じ。）におけるストレス時想定損失負担額とし、当該額を当該国債店頭取引清算基金算出日からその直後の国債店頭取引清算基金算出日の前日まで適用する。なお、当社は、週の営業日数に応じて、国債店頭取引清算基金算出日を臨時に変更することができるものとする。
- 2 前項に規定するストレス時想定損失負担額は、対応する国債店頭取引清算基金算出日における担保超過リスク額が上位である清算参加者2社（当該清算参加者を含む企業集団（金融商品取引法第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）に含まれる他の清算参加者を含む。）の担保超過リスク額の合計額を、当該国債店頭取引清算基金算出日に計算された第1項の各清算参加者の当初証拠金基礎所要額に応じて按分した額とする。なお、本項において「担保超過リスク額」とは、当該各清算参加者の国債店頭取引清算基金算出日前日の午後6時30分の時点における未決済約定に係るストレス時リスク相当額（清算対象銘柄に係るイールドカーブの極端な変動により、当該未決済約定から当該各清算参加者に生じ得る損失に相当する額をいい、当社が通知により定める方法により算出するものをいう。）から当該各清算参加者の当該日に計算された当初証拠金所要額を差し引いた額（当該額が負数となる場合は、0とする。）をいう。
- 3 複数のネットティング口座を開設している清算参加者について、第1項の規定を適用する場合には、同項中「各清算参加者の」とあるのは「各清算参加者のネットティング口座ごとの」と、第2項の規定を適用する場合には、同項中「各清算参加者の当初証拠金基礎所要額」とあるのは「各清算参加者のネットティング口座ごとの当初証拠金基礎所要額」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 4 第2項に規定する担保超過リスク額を算出する場合、信託口を有する清算参加者については、信託口と信託口以外のネットティングとを区分して算出するものとし、信託口に係る担保超過リスク額には、当該清算参加者の信託口以外のネットティング口座の担保超過額及び当該清算参加者を含む企業集団に含まれる他の清算参加者の担保超過リスク額を合算しないものとする。
- 5 第2項に規定する担保超過リスク額を算出する場合、信託口を有する清算参加者の信託口以外のネットティング口座の担保超過リスク額及び信託口を有しない清算参加者の担保超過リスク額には、当該清算参加者の信託口に係る担保超過額及び当該清算参加者を含む企業集団に含まれる他の清算参加者の信託口に係る担保超過額を合算しないものと

する。

国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則（以下「本規則」という。）は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定した国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、破綻処理入札の実施及び清算参加者の破綻等に伴う損失の処理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「第一段階破綻処理入札実施日」とは、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める第一段階破綻処理入札の実施日をいう。
- (2) 「第二段階破綻処理入札実施日」とは、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める第二段階破綻処理入札の実施日をいう。
- (3) 「落札参加者」とは、破綻処理入札において、入札対象取引の落札者となる清算参加者をいう。
- (4) 「第一段階損失補填財源」とは、破綻清算参加者が当社に預託した当初証拠金及び国債店頭取引清算基金並びに第一階層国債店頭取引決済保証準備金をいう。
- (5) 「第二段階損失補填財源」とは、第二階層国債店頭取引決済保証準備金、破綻清算参加者以外の各清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金（第二階層清算参加者負担限度額を上限とする。）、第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料をいう。
- (5) 「第二階層清算参加者負担限度額」とは、原取引按分清算参加者第二階層負担限度額及び清算基金所要額按分清算参加者第二階層負担限度額をいう。

(第一階層国債店頭取引決済保証準備金の積立て等)

- 第3条 当社は、本規則の施行に際し、17億5,000万円を、第一階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。
- 2 当社は、各事業年度の終了後、国債店頭取引清算業務に係る利益のうち当社がその都度定める額を、第一階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。
 - 3 本業務方法書等の定めるところにより第一階層国債店頭取引決済保証準備金の全部又

は一部が取り崩された場合には、その取り崩された額を第一階層国債店頭取引決済保証準備金の額から減じる。

(第二階層国債店頭取引決済保証準備金の積立て等)

第4条 当社は、本規則の施行に際し、17億5,000万円を、第二階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。

2 本業務方法書等の定めるところにより第二階層国債店頭取引決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、その取り崩された額を第二階層国債店頭取引決済保証準備金の額から減じる。

(破綻等の個別処理の原則)

第5条 複数の清算参加者について破綻等が認定された場合における破綻処理入札の実施、業務方法書第80条の4の規定による協議の実施及び同条第2項の合意の成立又は協議が不調となった場合における未決済ポジションの一括清算、清算参加者が当社に支払うべき特別清算料の額の算出及びその支払い、清算参加者が当社に預託すべき特別清算料担保金の額の算出及びその預託、破綻処理損失の算出及びその補填（当該補填のためにする第一階層国債店頭取引」決済保証準備金、第二階層国債店頭取引決済保証準備金及び国債店頭取引清算基金の取崩しを含む。）、当社の破綻清算参加者に対する債権の額が確定した場合の調整その他破綻等の認定に関連する事項並びにこれらの事項に係る本業務方法書等の規定の適用については、本業務方法書等に別段の定めがある場合を除き、破綻清算参加者ごとに個別に行うものとする。

第2章 破綻処理入札

第1節 第一段階破綻処理入札

(第一段階破綻処理入札の対象者)

第6条 第一段階破綻処理入札の対象者は、国債店頭取引破綻管理委員会規則第5条に規定する清算参加者リストに記載された清算参加者とする。

(第一段階破綻処理入札に関する基本的事項)

第7条 当社は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により第一段階破綻処理入札を実施するものとする。

(1) 当社は、破綻管理委員会の助言に基づき、破綻処理対象ポジションを構成する銘柄をそのリスク量が低減されるように組み合わせることにより適当な数の入札対象取引を設定し、当該入札対象取引ごとに入札を実施することを基本とする。ただし、

当社は、当該破綻処理対象ポジションの規模その他の事情を勘案し、適当と認めるとときは、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、破綻処理対象ポジションを構成する銘柄を単一の入札対象取引として、一括して入札を実施することができる。

(2) 第一段階破綻処理入札における入札は、第一段階破綻処理入札の対象者が、第9条第1項に規定する時間内に、各入札対象取引の成立に伴い当社及び落札参加者の間で授受される正数又は負数の受渡金額（入札対象取引の決済のために当社との間で授受する金銭の総額であって、当該額が負数の場合は落札清算参加者が当該額の絶対値に相当する額を当社に支払うこととなるものをいう。）を入札金額として提示することにより行う。

(第一段階破綻処理入札の実施に関する通知)

第8条 当社は、第一段階破綻処理入札の実施に先立ち、第一段階破綻処理入札の対象者に対し、第一段階破綻処理入札における入札対象取引の概要を通知する。

- 2 前項の通知を受けた第一段階破綻処理入札の対象者は、当社に対し、入札対象取引を特定して、参加申請を行うことができる。
- 3 当社は、前項の参加申請を行った第一段階破綻処理入札の対象者に対し、当該入札対象取引の内容を通知する。
- 4 前項の通知を受けた第一段階破綻処理入札の対象者は、当該入札対象取引に関し、入札義務を負う。

(第一段階破綻処理入札の実施)

第9条 当社は、第一段階破綻処理入札実施日の午前9時から午前9時30分まで、第一段階破綻処理入札を実施する。ただし、当社は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、破綻処理入札の時間を変更することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、第一段階破綻処理入札の実施条件その他第一段階破綻処理入札の実施に関し必要な事項は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める。
- 3 第一段階破綻処理入札における落札は、最も低い入札金額を落札金額とし、当該落札金額にて入札を行った破綻処理入札参加者を落札参加者として行われるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、同一の入札対象取引を複数口に分割して入札を行う方法による場合は、入札口ごとに1口当たりの入札金額が低いものから順に入札対象口数に満つるまで落札参加者を決定するものとする。
- 5 第3項及び前項の場合において、同一の入札金額が複数あるときは、抽選により落札参加者を定めるものとする。

(第一段階破綻処理入札に係る入札対象取引の成立)

第10条 当社は、第一段階破綻処理入札の終了後直ちに、第一段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者を確定させる。

2 当社が前項の規定により第一段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者を確定させた場合には、当該確定時点に、第一段階破綻処理入札に係る入札対象取引が当社及び落札参加者との間で成立する。

3 当社は、第1項の規定により第一段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者が確定したときは、自社が落札参加者であるか否かの別（以下「落札結果」という。）を直ちに当該第一段階破綻処理入札において入札を行った破綻処理入札参加者に通知する。

4 第1項の落札金額及び落札者の確定は、入札対象取引を成立させることにより当社に生じ得る破綻処理損失の額が当該入札対象取引に係る損失補填財源の額（第一段階損失補填財源を各入札対象取引のリスク量に応じて按分した額をいう。）以下であることを条件に行うものとし、入札対象取引を成立させることにより当社に生じ得る破綻処理損失の額が当該入札対象取引に係る損失補填財源の額を超過する部分については、落札金額及び落札参加者の確定を行わないものとする。

第2節 第二段階破綻処理入札

（第二段階破綻処理入札に関する基本的事項）

第11条 当社は、第9条第4項の規定により、第一段階破綻処理入札における入札対象取引の全部又は一部について落札金額及び落札参加者の確定を行わなかった場合、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により第二段階破綻処理入札を実施するものとする。

(1) 当社は、第一段階破綻処理入札において入札を不成立とした入札対象取引に含まれる個々の銘柄を入札対象取引とする。

(2) 第二段階破綻処理入札における入札は、第二段階破綻処理入札の対象者が、第9条第1項に規定する時間内に、各入札対象取引の成立に伴い当社及び落札参加者の間で授受される正数又は負数の受渡金額（入札対象取引の決済のために当社との間で授受する金銭の総額であって、当該額が負数の場合は落札清算参加者が当該額の絶対値に相当する額を当社に支払うこととなるものをいう。）を入札金額として提示することにより行う。

（第二段階破綻処理入札の実施に関する通知）

第12条 当社は、第二段階破綻処理入札の実施に先立ち、第二段階破綻処理入札の対象者に対し、当該入札対象取引の内容を通知する。

（第二段階破綻処理入札の実施）

第13条 当社は、第二段階破綻処理入札実施日の午前9時から午後0時まで、第二段階破綻処理入札を実施する。ただし、当社は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、破綻処理入札の時間を変更することができる。

2 前項に規定するもののほか、第二段階破綻処理入札の実施条件その他破第二段階破綻処理入札の実施に関し必要な事項は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める。

3 第二段階破綻処理入札における落札は、入札対象取引ごとに最も低い入札金額を落札金額とし、当該落札金額にて入札を行った破綻処理入札参加者を落札参加者として行われるものとする。

4 前項の場合において、同一の入札金額が複数あるときは、抽選により落札参加者を定めるものとする。

(第二段階破綻処理入札に係る入札対象取引の成立)

第14条 当社は、第二段階破綻処理入札の終了後直ちに、第二段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者を確定させる。

2 当社が前項の規定により第二段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者を確定させた場合には、当該確定時点に、第二段階破綻処理入札に係る入札対象取引が当社及び落札参加者との間で成立する。

3 当社は、第1項の規定により第二段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者が確定したときは、自社が落札参加者であるか否かの別（以下「落札結果」という。）を直ちに当該第二段階破綻処理入札において入札を行った破綻処理入札参加者に通知する。

4 前3項の規定にかかわらず、第二段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者を確定させた場合において、いずれかの清算参加者（破綻清算参加者を除く。）が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の合計額が、当該清算参加者が当社に現に預託している当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額を超えるときは、次の各号に定めるとおり第二段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者を確定させ、又は第二段階破綻処理入札を再実施する。

(1) 当社は、第二段階破綻処理入札の終了後直ちに、その暫定の落札結果を各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）に通知する。

(2) 当社は、第二段階破綻処理入札実施日の午後2時までに、当該第二段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者を確定させたと仮定した場合に各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の額並びに第30条第1号及び第31条第1号の規定により当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の額を通知する。

(3) 第二段階破綻処理入札実施日の午後4時までに、全ての清算参加者が当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の全額を当社に預

託した場合には、当社は、直ちに当該第二段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者を確定させる。第2項及び第3項の規定は、本号の規定により当社が当該第二段階破綻処理入札に係る落札金額及び落札参加者を確定させた場合について準用する。

(4) 前号に規定する場合以外の場合には、当該第二段階破綻処理入札は不成立とし、第11条から本条までの規定に従い、第二段階破綻処理入札実施日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に、再度、第二段階破綻処理入札を実施する。

第3章 協議

(協議の方法等)

第15条 当社は、第二段階破綻処理入札を実施した場合には、その落札金額及び落札参加者を確定させる前に、当該第二段階破綻処理入札に係る入札対象取引を成立させることにより当社に生じ得る破綻処理損失の額を試算する。この場合において、当該額が第二段階損失補填財源を超過することが判明した場合には、当社及び清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本条及び次条において同じ。）は、直ちに業務方法書第80条の4の規定により協議を行う。

- 2 清算参加者は、当該清算参加者の国債店頭取引運営委員会における委員代表者若しくは特別委員代表者又はこれに代わる当該清算参加者を代表若しくは代理する者をして、当社との間における前項の協議及び業務方法書第80条の4の合意を行わせるものとする。
- 3 業務方法書第80条の4の規定による協議の実施日時、実施方法その他協議の実施に関する事項は、当社がその都度定める。
- 4 当社は、前項の規定より協議の実施に関し定めた事項については、あらかじめすべての清算参加者に対し通知する。
- 5 業務方法書第80条の4の規定による協議が開始される場合には、当社は、第14条第1項の規定にかかわらず、第二段階破綻処理入札に係るすべての入札対象取引について、落札金額及び落札参加者の確定を行わないものとする。

(協議期間)

第16条 業務方法書第80条の5第1項に規定する当社が規則で定める期間は、第二段階破綻処理入札実施日から起算して2日目（休業日を除外する。）の日までの間とする。ただし、当社及びすべての清算参加者の間で合意した場合には、当該期間を延長することができる。

（破綻清算参加者に係る一括清算及び差引計算における国債証券引渡返還債務等に係る評

価額の特例)

第17条 業務方法書第79条第7項及び第80条第5項に規定する場合の国債証券引渡し返還債務、証券決済債務及び第80条の7第2項の規定により当社が負担する入札対象取引に係る国債証券引渡し債務（以下この条において「国債証券引渡し返還債務等」という。）に係る評価額は、次の各号に定めるところにより。

- (1) 業務方法書第80条の4に規定する合意が成立した場合の国債証券引渡し返還債務等に係る評価額は、当該合意において定められた方法により算出される額とする。
- (2) 業務方法書第80条の5に規定する未決済ポジションの一括清算が行われた場合の国債証券引渡し返還債務等のうち未決済証券ポジションに係る部分の評価額は、次条第1項第2号に規定する方法により算出される額とし、国債証券引渡し返還債務等のうち未決済証券ポジションに係る部分以外の評価額は、業務方法書第79条第2項、第5項及び第6項並びに第80条第3項及び第4項に規定するところによる。

（未決済ポジションの一括清算）

第18条 業務方法書第80条の5第1項に規定する未決済ポジションの一括清算における未決済資金ポジション及び未決済証券ポジションの評価額は次の各号に規定するところによる。

- (1) 未決済資金ポジションの評価額は、当該未決済資金ポジションを構成する各債務を日本証券業協会から公表される東京レポ・レート（レファレンス先平均値）とともに当社が定める割引率（当社が必要と認めるときは、当社がその都度定める割引率）を使用して算出した未決済ポジションの一括清算を行う日（以下「一括清算実行日」という。）における現在価値の合計額とする。
 - (2) 未決済証券ポジションの評価額は、未決済証券ポジションを構成する各債務について、一括清算実行日の翌日付で日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち当該銘柄に係る利回りの平均値により算出する価格（当該銘柄が変動利付国債である場合にあっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち価格の平均値）により評価した額（円位未満は切り捨てる。）に、一括清算実行日までの日数（休業日を含む。）に応じた経過利子（円位未満は切り捨てる。）を加算した額の合計額とする。
- 2 前項第2号において、一括清算実行日の翌日付で日本証券業協会から売買参考統計値が発表されない銘柄に係る前項に規定する価格については、当社がその都度定める。
 - 3 当社及び清算参加者は、業務方法書第80条の5第1項の規定に基づく一の債務の額の金銭を、一括清算実行日の翌日に授受するものとする。
 - 4 当社と清算参加者との間の未決済資金ポジション及び未決済証券ポジションは、業務方法書第80条の5第1項の規定により一の債務になるときに、履行され消滅したものと

する。この場合、未決済証券ポジションについて、当社及び清算参加者は、未決済証券ポジションの評価額（第1項第2号の規定により算定される金額をいう。）を支払うことによっても履行することができ、かつ、かかる履行を選択したとみなされるものとする。

5 前4項に定めるもののほか、業務方法書第80条の5の規定による未決済ポジションの一括清算に関し必要な事項は、当社がその都度定める。

第4章 他の清算参加者による損失の負担

(当初損失確定日)

第19条 業務方法書第82条第2項に規定する当初損失確定日は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日とする。

- (1) 第10条第2項の規定により第一段階破綻処理入札に係る入札対象取引が当社及び落札参加者との間で成立した場合（次号に掲げる場合を除く） 第一段階破綻処理入札実施日
- (2) 第14条第2項の規定により第二段階破綻処理入札に係る入札対象取引が当社及び落札参加者との間で成立した場合 第二段階破綻処理入札実施日
- (3) 業務方法書第80条の4第2項の合意が成立した場合 当該合意の成立した日又は当該合意において定められた日
- (4) 業務方法書第80条の5の規定により未決済ポジションの一括清算が行われた場合 当該一括清算が行われた日の翌日

(原取引按分方式負担割合)

第20条 業務方法書第82条第1号に規定する原取引按分方式負担割合は、当社が破綻処理損失の起因となった破綻清算参加者を当事者とする清算対象取引（当該清算対象取引に係る決済が未了のものに限る。）に係る債務引受金額に対する当該清算対象取引のうち信託口を一方当事者とするものに係る債務引受金額の割合とする。

(各原取引按分清算参加者の負担割合)

第21条 業務方法書第83条の2第3号に規定する各原取引按分清算参加者の負担割合は、当社が破綻処理損失の起因となった破綻清算参加者から債務の引受けを行った清算対象取引（当該清算対象取引に係る決済が未了のものに限る。）のうち信託口を一方当事者とするものに係る債務引受金額に対する当該清算対象取引のうち当該原取引按分清算参加者が有する信託口を一方当事者とするものに係る債務引受金額の割合とする。

(清算基金の劣後費消の対象)

第22条 業務方法書第83条の2第5号b及びc並びに第83条の5第2項第1号及び

第2号に規定する当社が定める額は、次の各号に掲げる破綻処理入札の区分ごとに当該各号に定める額とする。

- (1) 第一段階破綻処理入札 第一段階破綻処理入札において落札した清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額に、当該清算参加者が落札した入札対象取引のリスク量の第一段階破綻処理入札における全入札対象取引のリスク量に対する割合を乗じた額。
- (2) 第二段階破綻処理入札 第二段階破綻処理入札において落札した清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額に、当該清算参加者が落札した入札対象取引のリスク量の第二段階破綻処理入札における全入札対象取引のリスク量に対する割合を乗じた額。

(第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の支払いの方法)

第23条 清算参加者は、当社に預託する特別清算料担保金から充当される方法により第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料を当社に支払う。

(原取引按分清算参加者が負担する第三階層特別清算料の額)

第24条 原取引按分清算参加者について、業務方法書第83条の4に規定する当社が規則で定める第三階層特別清算料の額は、原取引按分方式対象損失総額から業務方法書第83条の規定により第一階層国債店頭取引決済保証準備金の取崩しにより補填した額及び業務方法書第83条の2の規定により第二階層国債店頭取引決済保証準備金一次取崩額のうち原取引按分方式において取り崩しをすべき額の取崩しにより補填した額を控除した額を第21条に規定する各原取引按分清算参加者の負担割合に応じて按分した額から、業務方法書第83条の2の規定により当該原取引按分清算参加者が預託した国債店頭取引清算基金の取崩しにより補填した額を控除した額とする。

(清算基金所要額按分清算参加者が負担する第三階層特別清算料の額等)

第25条 清算基金所要額按分清算参加者について、業務方法書第83条の4に規定する当社が規則で定める第三階層特別清算料の額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 清算基金所要額按分方式対象損失総額から業務方法書第83条の2第4号及び第5号の規定により清算基金所要額按分清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金及び第二階層国債店頭取引決済保証準備金からの取崩しにより補填した額を控除した額が各清算基金所要額按分清算参加者（破綻清算参加者を除く。）の当該破綻清算参加者に係る破綻認定日の属する破綻処理単位期間の開始日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における国債店頭取引清算基金所要額（当該破綻清算参加者に係る破綻処理入札までに、当該各清算参加者が同一の破綻処理単位

期間において認定された他の破綻等について第三階層特別清算料を負担した場合には、その負担額を控除した残額とする。以下本項において「第三階層特別清算料限度額」という。) の合計額を下回る場合 次の a から c までに掲げる順序に従い、当該 a から c までに定める額

- a 当該破綻清算参加者に係る第一段階破綻処理入札又は当該破綻清算参加者に係る破綻認定日の属する破綻処理単位期間中に実施された他の第一段階破綻処理入札（当該破綻清算参加者に係る破綻処理入札までに実施されたものに限る。）のいずれかにおいて参加申請後に応札しなかった第三階層特別清算料負担参加者（以下この a において「対象清算参加者」という。）の負担する第三階層特別清算料の額 清算基金所要額按分方式対象損失総額を各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額に応じて按分した額（当該破綻処理損失の額が対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額の総額以上である場合には、各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額）
- b 各第三階層特別清算料負担参加者（上記 a に掲げる第三階層特別清算料負担参加者を除く。）の負担する第三階層特別清算料の額 清算基金所要額按分方式対象損失総額から上記 a に定める額の総額を控除した残額を当該各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額から劣後負担額を控除した額に応じて按分した額（当該残額が当該各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額の総額以上である場合には、当該各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額）
- c 当該破綻清算参加者に係る破綻処理入札において入札対象取引を落札した第三階層特別清算料負担参加者の負担する第三階層特別清算料の額 清算基金所要額按分方式対象損失総額から上記 a 及び b に定める額の総額を控除した残額を当該各第三階層特別清算料負担参加者の劣後負担額に応じて按分した額

(2) 前号以外の場合 破綻認定日における各第三階層特別清算料負担参加者に係る第三階層特別清算料限度額

2 前項第 1 号 b 及び c に規定する劣後負担額は、第 22 条各号に定める額の合計額とする。

(原取引按分清算参加者第二階層負担限度額の未負担額の割当方法)

第 26 条 業務方法書第 83 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する当社が規則で定める方法は、対象となる原取引按分清算参加者のうち、未負担割合（当該原取引按分清算参加者の未負担額（第 22 条第 2 号に定める額を控除する。）の当該清算参加者の原取引按分清算参加者第二階層負担限度額（第 22 条第 2 号に定める額を控除する。）に対する割合をいう。以下この号において同じ。）の最も大きい参加者の未負担割合がその次に未負担割合の大きい参加者の未負担割合と同率になるまで割当てを行い、当該二参加者の未負担割合が

同率となった場合は、当該二参加者の未負担額がその次に未負担割合の大きい参加者の大きい参加者の未負担割合と同率になるまで割当てを行い、順次それを繰り返す方法とする。この場合において、割当ての過程で割り当てるべき清算基金の残額が0となった清算参加者については、その時点で割当てを終了する。

(原取引按分清算参加者が負担する第三階層特別清算料（追加分）の額)

第27条 原取引按分清算参加者について、業務方法書第83条の6に規定する当社が規則で定める第三階層特別清算料（追加分）の額は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 原取引按分清算参加者が負担する第三階層特別清算料（追加分）の額 破綻処理損失から業務方法書第83条、第83条の2、第83条の4及び第83条の5の規定による補填額を控除した額を当該清算参加者の未負担額（第22条第2号に定める額を控除する。）に応じて割り当てた額（当該清算参加者の未負担額（第22条第2号に定める額を控除する。）を上限とする。）
- (2) 当該破綻清算参加者に係る第二段階破綻処理入札において入札対象取引を落札した原取引按分清算参加者が負担する第三階層特別清算料（追加分）の額 破綻処理損失から第83条、第83条の2、第83条の4及び第83条の5の規定による補填額及び前号の規定による第三階層特別清算料（追加分）の額を控除した額を当該清算参加者の第22条第2号に定める額に応じて割り当てた額（第22条第2号に定める額を上限とする。）

(変動証拠金等の範囲)

第28条 業務方法書第83条の7第1項に規定する変動証拠金等は、次の各号に定めるものとし、第2号に定めるものは当社に対する国債証券の渡方清算参加者に適用する。

- (1) 業務方法書第49条、第50条、第52条、第53条、第54条、第65条、第66条及び第67条の規定により授受すべき金銭
- (2) 当社が業務方法書第74条の規定により清算参加者を相手方とした現金担保付き債券貸借取引により調達した金銭により国債証券の渡方清算参加者に対する証券決済債務時価評価額の支払いを行った場合における、当該支払いを行った日から当初損失確定日までの間の当該支払いに対応する国債証券の時価評価額の変動額

(第四階層特別清算料の額等)

第29条 業務方法書第83条の7第2項に規定する当社が規則で定める第四階層特別清算料の額は、次の各号に掲げる第四階層特別清算料負担参加者（同条第1項に規定する第四階層特別清算料負担参加者をいう。以下同じ。）の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 各第四階層特別清算料負担参加者（第四階層特別清算料の算出に係る破綻清算参加者の破綻認定日後に当社により破綻等が認定された者を除く。） 業務方法書第83条の6の規定による補填後の破綻処理損失の額（当該破綻認定日後に当社により破綻等が認定された第四階層特別清算料負担参加者が当社に預託した第四階層特別清算料担保金の額を控除した額）を、当該各第四階層特別清算料負担参加者に係る利益相当額で按分した額
- (2) 第四階層特別清算料の算出に係る破綻清算参加者の破綻認定日後に破綻等が認定された第四階層特別清算料負担参加者 当該第四階層特別清算料負担参加者が当社に預託した第四階層特別清算料担保金の額

第5章 特別清算料担保金

（第三階層特別清算料担保金の預託義務）

第30条 各清算参加者は、他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日時までに、当該各号に定める金額（ただし、各清算参加者が第三階層特別清算料担保金として当社に預託すべき金額の累計額は、同一の破綻処理単位期間につき、当該各清算参加者の当該破綻処理単位期間の開始日の前日における国債店頭取引清算基金所要額を上限とする。）を、第三階層特別清算料担保金として当社に預託しなければならない。

- (1) 第14条第4項の場合において、各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料として当社が同項第2号の規定により当該各清算参加者に通知した金額が、当該各清算参加者が当社に現に預託している当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額を超過したとき
- a 日時 当該通知の行われた第二段階破綻処理入札実施日の午後4時
 - b 金額 当該超過額
- (2) 第14条第4項の場合において、各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料として当社が同項第2号の規定により当該各清算参加者に通知した金額が、当該各清算参加者が当社に現に預託している第三階層特別清算料担保金の合計額を超過したとき
- a 日時 当該通知の行われた第二段階破綻処理入札実施日の翌日の午前11時
 - b 金額 当該超過額

（第四階層特別清算料担保金の預託義務）

第31条 各清算参加者は、他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日時までに、当該各号に定める金額を、第四階層特別清算料担保金として当社に預託しなければならない。

- (1) 第14条第4項の場合において、各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として当社が同項第2号の規定により当該各清算参加者に通知した金額の合計額が、当該各清算参加者が当社に現に預託している当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額を超過したとき
- a 日時 当該通知の行われた第二段階破綻処理入札実施日の午後4時
 - b 金額 当該超過額
- (2) 第14条第4項の場合において、各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として当社が同項第2号の規定により当該各清算参加者に通知した金額の合計額が、当該各清算参加者が当社に現に預託している第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超過したとき
- a 日時 当該通知の行われた第二段階破綻処理入札実施日の翌日の午前11時
 - b 金額 当該超過額

(特別清算料担保金の充当及び返還)

第32条 当社は、破綻清算参加者に係る当初損失確定日の翌日において、第30条の規定により清算参加者から預託を受けた第三階層特別清算料担保金を当該清算参加者が当社に対して負担する第三階層特別清算料に係る債務の弁済に、前条の規定により清算参加者から預託を受けた第四階層特別清算料担保金を当該清算参加者が当社に対して負担する第四階層特別清算料に係る債務の弁済に、それぞれ充当し、その残額がある場合には、当該残額を、当該充当後速やかに清算参加者に返還する。

(破綻時証拠金所要額)

第33条 業務方法書第83条の9の各清算参加者の破綻時証拠金所要額は、破綻処理単位期間における各日（休業日を除く。以下この条において同じ。）において、次の各号に定めるところにより算出する額とする。ただし、破綻処理単位期間の終了日における破綻時証拠金所要額は0とする。

- (1) 破綻処理単位期間における各日において、国債店頭取引清算基金所要額に関する規則別表「国債店頭取引清算基金所要額の算出に関する表」に準じて国債店頭取引清算基金所要額に相当する額（以下「国債店頭取引清算基金所要額相当額」という。）を算出する。
- (2) 次のa及びbに掲げる日の区分に応じ、当該a及びbに定めるところにより破綻時証拠金所要額の算出の基礎となる額（以下「破綻時証拠金所要額算出基礎額」という。）を算出する。
- a 破綻処理単位期間の開始日 当日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額がその前日における国債店頭取引清算基金所要額を下回る場合には、前日における国債店頭取引清算基金所要額を当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とし、当日

に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額が前日における国債店頭取引清算基金所要額を下回らない場合には、當日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額を當日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とする。

b 破綻処理単位期間の開始日以外の日 当日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額がその前日における破綻時証拠金所要額算出基礎額を下回る場合には、前日における破綻時証拠金所要額算出基礎額を當日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とし、當日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額が前日における破綻時証拠金所要額算出基礎額を下回らない場合には、當日に算出した国債店頭取引清算基金所要額相当額を當日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とする。この場合において、破綻時証拠金所要額算出基礎額の算出は、破綻処理単位期間の開始日の翌日から順次行うものとする。

(3) 破綻時証拠金所要額は、當日における破綻時証拠金所要額算出基礎額から破綻処理単位期間の開始日の前日における国債店頭取引清算基金所要額を控除した額とする。

(最終損失確定時の特別清算料等の支払い)

第34条 当社は、業務方法書第83条の11第1項の規定に基づき、各清算参加者が当社に預託した国債店頭取引清算基金を取り崩し、又はこれに代えて取り崩すべき額の金銭の支払いを当該各清算参加者に請求することができる。

2 第24条の規定にかかわらず、清算参加者が業務方法書第83条の11第1項の規定により特別清算料を当社に支払うべき場合には、当社がその都度定める方法により当該特別清算料を当社に支払う。

第6章 回収金の分配

(回収金の分配を受ける清算参加者)

第35条 業務方法書第84条第1項に規定する当社が規則で定める者は、次に掲げる清算参加者とする。

- (1) 第四階層特別清算料を当社に支払った清算参加者
- (2) 第三階層特別清算料を当社に支払った清算参加者
- (3) 当社に預託した国債店頭取引清算基金が業務方法書第83条の2又は第83条の5の規定により取り崩され（前条第1項の規定により、取り崩されるべき額の金銭を当社に支払った場合を含む。）、破綻処理損失又は清算参加者の破綻等により当社に生じた損失の補填に充てられた清算参加者
- (4) 業務方法書第80条の5第1項の規定により未決済ポジションの一括清算が行われた場合において、当該未決済ポジションの再構築にあたり損失を被った清算参加

者

(分配手続)

第36条 当社は、業務方法書第84条第1項各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる額からその回収等に要した諸費用を控除した残額を、清算参加者に対し、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める額に満つるまで各清算参加者に係る当該額に応じて按分して分配する。

- (1) 前条第1号の清算参加者 当社に支払った第四階層特別清算料に相当する額
 - (2) 前条第2号の清算参加者 当社に支払った第三階層特別清算料に相当する額
 - (3) 前条第3号の清算参加者 破綻処理損失又は清算参加者の破綻等により当社に生じた損失の補填に充てられた国債店頭取引清算基金の額
 - (4) 前条第4号の清算参加者 同号に規定する損失の額
- 2 前項の規定により当社が同項第4号の清算参加者に分配を行う場合において、当社が清算参加者に対する適正な分配を実施する観点から必要と認めるときは、当社は、当該清算参加者に対し、同号の損失の額を証するために必要な書類その他の資料を求めることができる。
- 3 第1項第4号の損失の額は、国債店頭取引破綻管理委員会の助言に基づき、前項の規定により清算参加者から提出を受けた資料を基に当社が定める。
- 4 当社は、第1項の規定による分配額が確定した場合には、当該分配額を、速やかに清算参加者に支払う。

(回収金等の分配を受ける清算参加者が存在しない場合の取扱い)

第37条 当社は、業務方法書第84条第1項各号の額の分配を受ける清算参加者が存在しない場合には、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号の定めるところにより当該額からその回収等に要した諸費用を控除した残額を処理するものとする。

- (1) 当社は、当該残額を、17億5,000万円に満つるまで、第二階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。
- (2) 当社は、前号の積立て後の残額を、第一階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。

第7章 雜則

(複数のネットティング口座を開設している清算参加者の特例)

第38条 複数のネットティング口座を開設している清算参加者について、次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条第4項 第2号	負担することとなる	ネッティング口座ごとに負担することとなる
	当社に預託すべき	ネッティング口座ごとに当社に預託すべき
第21条	負担割合	ネッティング口座ごとの負担割合
	当該原取引按分清算参加者が有する信託口	当該原取引按分清算参加者が有する当該信託口
第22条	第二階層清算参加者負担限度額	ネッティング口座ごとの第二階層清算参加者負担限度額
第24条	当社が規則で定める	ネッティング口座ごとに当社が規則で定める
	負担割合	ネッティング口座ごとの負担割合
	預託した	ネッティング口座ごとに預託した
第25条	当社が規則で定める	ネッティング口座ごとに当社が規則で定める
	前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における	前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）におけるネッティング口座ごとの
	他の破綻等について	他の破綻等についてネッティング口座ごとに
	第三階層特別清算料限度額	ネッティング口座ごとの第三階層特別清算料限度額
	負担する第三階層特別清算料	負担するネッティング口座ごとの第三階層特別清算料
第26条	定める方法	定める方法は、ネッティング口座ごとに
	清算参加者については	清算参加者の当該ネッティング口座については
第27条	当社が規則で定める	ネッティング口座ごとに当社が規則で定める
	負担する第三階層特別清算料（追加分）	負担するネッティング口座ごとの第三階層特別清算料（追加分）
	前号の規定による	前号の規定によるネッティング口座ごとの

	第22条第2号	ネッティング口座ごとの第22条第2号
第28条	変動証拠金等は	ネッティング口座ごとの変動証拠金等は、ネッティング口座ごとの
第29条	当社が規則で定める	ネッティング口座ごとに当社が規則で定める
	当該各号	ネッティング口座ごとに当該各号
	利益相当額	ネッティング口座ごとの利益相当額
	預託した	ネッティング口座ごとに預託した
第30条	各清算参加者は	各清算参加者は、ネッティング口座ごとに
	各清算参加者が	各清算参加者がネッティング口座ごとに
	国債店頭取引清算基金所要額	ネッティング口座ごとの国債店頭取引清算基金所要額
	負担することとなる	ネッティング口座ごとに負担することとなる
	当社に現に	ネッティング口座ごとに当社に現に
第31条	各清算参加者は	各清算参加者は、ネッティング口座ごとに
	負担することとなる	ネッティング口座ごとに負担することとなる
	当社に現に	ネッティング口座ごとに当社に現に
第33条	破綻時証拠金所要額	ネッティング口座ごとの破綻時証拠金所要額
	国債店頭取引清算基金所要額	ネッティング口座ごとの国債店頭取引清算基金所要額

付 則

- 1 本規則は、平成26年10月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、本規則を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成26年10月14日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、本規則の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。

国債店頭取引破綻管理委員会規則

(目的)

第1条 この国債店頭取引破綻管理委員会規則（以下「本規則」という。）は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定した国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、国債店頭取引破綻管理委員会の権限、組織、委員の選任方法その他委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例による。

(国債店頭取引破綻管理委員会の設置)

第3条 当社は、取締役会の常設の諮問委員会として、国債店頭取引破綻管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第6条の規定により選任される5社以下の委員により構成される。

(諮問事項)

第4条 業務方法書第80条の2第1項に規定する当社が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 破綻処理入札の実施、開催条件、開催日時及び運営に関する事項
- (2) 上記のほか、破綻処理対象ポジションの処理等に関し、当社が個別に諮問する事項

2 当社は、前項各号に掲げる事項について委員会又は委員の助言があった場合には、その助言を尊重する。

(清算参加者リスト)

第5条 当社は、次の各号に定める要件のすべてに該当する清算参加者（特定承継金融機関等である清算参加者を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち前月までの6か月間における当社による債務引受金額の合計額の上位80%相当社数に該当する者を無作為の順序で記載した表（以下「清算参加者リスト」という。）を作成する。

- (1) 財務大臣が指定する国債市場特別参加者である者
 - (2) 金融商品取引業者である者
- 2 前項に規定する上位80%相当社数は、清算参加者リストを作成する日の前月末における前項第1号及び第2号に定める要件に該当する者の社数に0.8を乗じた数（小数

点以下第1位未満は四捨五入する。)とする。

- 3 当社は、清算参加者が国債店頭取引清算資格を喪失した場合（当社による国債店頭取引清算資格の取消しの措置によって喪失する場合を含む。次条において同じ。）又は清算参加者について破綻等を認定した場合には、当該喪失又は破綻等の認定時に、これらの清算参加者を清算参加者リストから抹消する。
- 4 当社は、次条の規定により清算参加者を委員に選任した場合には、当該清算参加者を、清算参加者リストから抹消する。
- 5 当社は、清算参加者リストに記載された清算参加者が5社に満たなくなった場合には、第1項の定めるところにより、清算参加者リストを新規に作成することとする。この場合において、現に存する清算参加者リストは、当該清算参加者リストの末尾の清算参加者を委員に選任した時点で効力を失うものとする。

(委員の選任等)

- 第6条 当社は、清算参加者リストの順序に従い、5社の清算参加者（清算参加者リストに記載された清算参加者が5社に満たない場合には、清算参加者リストに記載されたすべての清算参加者及び前条第4項の規定により新たに作成された清算参加者リストの順序に従い合わせて5社に満つるまでの清算参加者）を、委員に選任する。
- 2 前項の規定による委員の選任後に、清算参加者が国債店頭取引清算資格を喪失した場合又は当社が委員の破綻等を認定した場合には、当社は、当該喪失又は認定と同時に当該委員の選任を取り消すものとする。この場合、当社は、清算参加者リストの順序に従い、補充の委員を選任する。
 - 3 当社は、国債店頭取引の取引状況等を踏まえ委員又はその委員代表者が委員としての職務の遂行に堪えないと認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、委員の選任を取り消すことができる。この場合、当社は、清算参加者リストの順序に従い、補充の委員を選任する。
 - 4 第1項の規定により選任された委員の数が5社に満たない場合において、その後に当社が、新たに国債店頭取引清算資格を付与した場合には、当該付与時に、当該付与を受けた清算参加者（同時に複数の者に清算資格を付与した場合には、無作為の順序で委員の数が5社に満つるまでの清算参加者）を補充の委員として選任する。
 - 5 委員の任期は、当社がその選任の際に特に指定する場合を除き、選任の日から1年間とする。

(委員代表者の届出等)

- 第7条 委員は、その選任後直ちに、当該委員又は当該委員を含む企業集団（金融商品取引法第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）に含まれる他の法人等の役職員のうち国債店頭取引の実務に精通し、委員としての職務に関し当該委員を代表

又は代理する者として少なくとも1名を、委員の代表者又は代理人（以下「委員代表者」という。）として当社所定の書面により当社に届け出るものとする。

2 委員は、委員代表者を変更する場合には、当社所定の書面により変更後の委員代表者を当社に届け出るものとする。

（委員等の義務）

第8条 委員は、個別に、又は委員会として、第4条第1項各号に掲げる事項について当社に対し助言を行うものとする。

2 委員及び委員代表者（これらであった者を含む。）は、その職務上知り得た秘密（一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実をいう。）を保持するものとし、次に掲げる場合その他正当な理由なく、委員としての職務遂行の目的以外の目的のために利用し、又は第三者（自己の所属する法人等を含む。）に漏らしてはならない。

- (1) 当社の事前の書面による同意を得た場合
- (2) 裁判所、監督官庁その他公的機関若しくは金融商品取引所その他自主規制機関の命令若しくは要請、又は法令の規定に基づき、開示又は提供を求められた場合
- (3) 委員としての職務の遂行に必要である場合
- (4) 本規則に基づく義務の履行又は自らの権利を保全若しくは行使するために必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は自社を含む企業集団に含まれる他の法人等に開示又は提供する場合（法令上秘密保持義務を負う者以外の者に開示又は提供する場合には、あらかじめ当該者に本項と同一の内容の秘密保持義務を負わせた上で開示又は提供する場合に限る。）

3 当社は、前条の規定により委員代表者の届出を受けた場合には、委員代表者に、前項の義務を遵守する旨の当社所定の誓約書を提出させるものとする。

（破綻処理演習の実施）

第9条 当社及び委員会は、共同で、当社が清算参加者の破綻等を認定した場合における破綻処理入札の実施その他破綻等の認定に伴う処理を適正かつ円滑に行うための演習（以下「破綻処理演習」という。）を実施する。

2 すべての清算参加者（特定承継金融機関等である清算参加者を除く。）は、破綻処理演習に参加し、当社及び委員会がその実施の都度作成する手順に従うものとする。

（委任）

第10条 本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がその都度定める。

付 則

- 1 本規則は、平成26年10月14日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 当社は、委員の選任及び委員代表者の届出に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、本規則の例により、行うことができる。
- 3 当社は、施行日以降速やかに、清算参加者リストの上位5社に該当する清算参加者を委員に選任し、委員会を設置する。この場合において、当社は、第6条第5項の規定に基づき、上位2社に該当する清算参加者である委員の任期を6か月と指定する。

国債店頭取引運営委員会に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(諮問事項)	(諮問事項)
第4条 当社は、業務方法書第100条第1項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる事項について決定を行おうとする場合には、委員会に諮問を行い、その意見を尊重するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微なものである場合には、この限りでない。	第4条 当社は、業務方法書第100条第1項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる事項について決定を行おうとする場合には、委員会に諮問を行い、その意見を尊重するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微なものである場合には、この限りでない。
(1) 国債店頭取引清算業務に係る制度及び運用に関する事項 a～c (略) d <u>清算参加者の申請による国債店頭取引清算資格の喪失に関する取扱いの変更</u> e <u>当初証拠金及び変動証拠金並びに国債店頭取引清算基金に関する取扱いの変更</u> f・g (略) h <u>破綻管理委員会の権限、組織、委員の任期、運営方法その他破綻管理委員会の運営に関し必要な事項の変更</u> i <u>破綻処理演習（当社が清算参加者の破綻等を認定した場合における破綻処理対象ポジションの処理その他破綻等の認定に伴う処理を適正かつ円滑に行うための演習をいう。）の開催日時及び内容</u> j (略) (2) (略) 2～5 (略)	(1) 国債店頭取引清算業務に係る制度及び運用に関する事項 a～c (略) d 国債店頭取引清算資格の喪失に関する取扱いの変更 e 当初証拠金及び変動証拠金に関する取扱いの変更 f・g (略) (新設) (新設) h (略) (2) (略) 2～5 (略)
(委員の選任等)	(委員の選任等)
第5条 当社は、次の各号に掲げる者を委員会の委員に選任する。	第5条 当社は、次の各号に掲げる者を委員会の委員に選任する。
(1) (略)	(1) (略)

(2) 当社の発行するD種類株式の株主又は当該株主である法人等の属する企業集団（金融商品取引法第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）に含まれる者であって前号に掲げる者以外の者のうち委員会が適當と認める者

2～8 (略)

付 則

この改正規定は、平成26年10月14日から施行する。

(2) 当社の発行するD種類株式の株主又は当該株主である法人等の属する企業集団に含まれる者であって前号に掲げる者以外の者のうち委員会が適當と認める者

2～8 (略)